

# 1 議 事 日 程

3月7日(2日目)

日程第1 一般質問

## 2 会議に付した事件 議事日程に同じ

## 3 議員の出欠席状況

出席議員 (10名)

1番	石黒正重	3番	高原典之
4番	清水英勝	5番	藤井満久
6番	山下節子	7番	吉原一治
9番	松本保	10番	鈴川和彦
11番	榎本芳三	12番	榎戸陵友

欠席議員 (なし)

欠 員 (2名)

## 4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長	石黒和彦	副 町 長	北川眞木夫
総 務 部 長	大岩良三	総 務 課 長	中川昌一
検 査 財 政 課 長	山下雅弘	防 災 安 全 課 長	大岩幹治
税 務 課 長	石黒廣輝	企 画 部 長	鈴木良一
企 画 課 長	田中嘉久	地 域 振 興 課 長	滝本恭史
建 設 経 済 部 長	吉村仁志	建 設 課 長	田中吉郎
産 業 振 興 課 長	川端徳法	水 道 課 長	相川徹
厚 生 部 長	柴田幸員	住 民 課 長	鈴木正則
福 祉 課 長	神谷和伸	環 境 課 長	宮地廣二
保 健 介 護 課 長	滝本功	教 育 長	大森宏隆
教 育 部 長 兼 学 校 教 育 課 長	内田静治	社 会 教 育 課 長	森 崇 史

学 校 給 食  
セ ン タ ー 所 長

宮 本 政 明

会 計 管 理 者  
兼 出 納 室 長

鈴 木 茂 夫

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長

相 川 博 運

主

査

保 母 公 次

[ 開議 9時30分 ]

○議長（松本 保君）

皆さん、おはようございます。

本日は3月定例町議会2日目に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

日程第1 一般質問

○議長（松本 保君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の時間は、答弁を含めて1時間までとし、関連質問は認めません。

なお、念のため申し上げます。自席からの再質問については、細分化してもよいことといたします。また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

12番、榎戸陵友君。

○12番（榎戸陵友君）

ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では、原稿の朗読によりますので、よろしく願いいたします。

1. 若い世代や高齢者の投票率向上を考える。

私たちは、家族や地域、学校や職場など、さまざまな場で暮らしています。私たちの生活や社会をよくするためには、私たちの意見を反映させてくれる代表者が必要であり、その代表者を決めるのが選挙です。選挙は、私たち国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会です。

さて、公職選挙法が改正され、2016年6月19日から日本における選挙権年齢が18歳に引き下げられました。これを受けて、国政選挙としては、昨年7月10日の参議院選挙で初めて約240万人の18、19歳に新たに選挙権が与えられました。総務省によると、その投票率は、18歳は51.28%、19歳は42.30%で、18、19歳を合わせますと46.78%であります。いずれも全体を下回ったが、20代よりは高く、主権者教育など今後の取り組み次第で若者の投票率に歯どめがかかる可能性があることを示しました。

6月には、南知多町議会議員選挙が行われます。若者はもちろんのこと、高齢者や多くの住民の皆様に関心を持っていただき、投票率の向上を期待したいと考えます。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1. 本町の18歳と19歳の有権者数と投票率はどのような状況か。
2. 近隣の町の18歳と19歳の有権者数と投票率はどのような状況か。
3. 今後、投票率向上に向けてどのような施策を考えているか。
4. 直近に行われた愛知県知事選挙と参議院議員通常選挙の師崎地区の投票率で、師崎と片名が低い傾向にあるが、どのように考えているか。
5. 以前、行政改革の一環として、各地区の投票所を削減したことがあったが、いつごろか。また、住民の高齢化や利便性を考慮して、以前のように戻してはどうか。地域からの要望はないか。あったら、戻す考えはあるか。

続きまして、2つ目の質問です。

大井地区の津波対策について。

大井地区においては、古くから地形的に防風効果のある天然の良港に恵まれ、漁業も集落としても発展してきました。しかしながら、大地震による大きな津波を考えますと、既存の防波堤では短過ぎて、非常に危険な状態です。ほかの町内のどの漁港を見ても、長い防波堤で囲まれているか、さらに沖に一文字堤があり、港を守っています。

現在、この地域では南海トラフ巨大地震がいつ起きても不思議ではないと言われていきます。愛知県の想定では、津波高は10メートルに達し、建物被害は8,700棟、人的被害は1,800人となり、甚大な被害が起こるものとされています。このような大津波に対し、大井地区住民はとても不安な日々を送っています。

そこで、以前、東日本大震災が起こった後の平成25年11月に南側防波堤の100メートル延長を、また熊本地震後の平成28年7月に北側防波堤の50メートル延長と埋立地中央部のかさ上げを、大井地区の区長、漁業組合長、各種団体長及び議員により陳情をいたしました。今後、大井地区住民が平穏に、安心して生活するためには、町当局の早急な対策を期待しております。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1. 町当局は、大津波に対し、大井漁港の安全性についてどのように認識をしているか。
2. 平成25年の南側防波堤の100メートル延長の件はどのように考えているか。

3. 平成28年の北側防波堤の50メートル延長の件はどのように考えているか。

4. 埋立地中央部の護岸かさ上げの件はどのように考えているか。

5. 今後、大井漁港ではどのような事業が計画されているか。

以上で、壇上での質問は終わります。町当局の明確なる回答をお願いいたします。再質問がある場合は自席で行いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

御質問1-1、本町の18歳と19歳の有権者数と投票率はどのような状況かについて答弁させていただきます。

平成28年7月執行の参議院議員通常選挙における状況は、18歳の有権者数が198人、投票率が52.02%、19歳の有権者数が187人、投票率が41.71%でした。また、18歳と19歳の合計投票率は47.01%、町全体の54.70%より7.69ポイント低い状況でございました。以上です。

（12番議員挙手）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

18歳が52.0%、19歳が41.71%で、約半分ぐらいの方々が来て投票していただきました。愛知県の投票率が18歳が58.2%、19歳が49.0%、全国で見ますと、18歳が51.2%、19歳が42.30%で、18歳においては本町より愛知県のほうが多いわけですが、19歳においては本町のほうが低いということで、今後もう少し投票率を上げていかなければならないなど、政治に若い人は関心を持っていかなければならないなど感じます。

次、2番、お願いします。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

御質問1-2、近隣の町の18歳と19歳の有権者数と投票率はどのような状況かについて答弁させていただきます。

平成28年7月執行の参議院議員通常選挙における状況は、平成28年9月9日に愛知県が公表した第24回参議院議員通常選挙における18歳、19歳投票者数等の数値によりますと、美浜町は18歳の有権者数が268人、投票率が59.33%、19歳の有権者数が256人、投票率が46.48%。また、18歳と19歳の合計投票率は53.05%、町全体の58.07%より5.02ポイント低い状況でございました。

次に、武豊町は18歳の有権者数が478人、投票率が52.30%、19歳の有権者数が471人、投票率が45.86%。また、18歳と19歳の合計投票率は49.10%、町全体の55.26%より6.16ポイント低い状況でございました。以上です。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

ありがとうございます。

近隣の市町で18歳の投票率を調べてみますと、一番低いのが東海市で51.6%、次が南知多町で52.0%、その次が武豊で52.30%で、下から2番目に南知多町はあります。19歳を調べてみますと、一番低いのが41.71%で南知多町、武豊町は45.86%で2番目、3番目が半田市の48.63%ということで、下から2番目と一番下ということで、大変投票率が低いわけでございます。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

次、3番、お願ひします。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

御質問1-3、今後、投票率向上に向け、どのような施策を考えているかについて答弁させていただきます。

若者への投票率向上のための施策として、選挙管理委員会では昨年度、職員を候補者に見立て模擬演説会、模擬投票や受付事務の体験を行う選挙出前トークを内海高等学校で3年生を対象に実施し、内海中学校では、26年度に選挙出前トークを、27年度は全校集会で選挙についての講演を行っております。また、選挙への理解を深めてもらうため、投票箱や記載台等選挙資器材の学校への貸し出しを行っております。

引き続き選挙出前トークの実施や町広報、ホームページ、自治体メールサービス等で

選挙投票への呼びかけを行ってまいります。以上です。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

南知多町の18歳の投票率は52.0%、19歳の投票率は41.71%と、どちらも知多半島では最低レベルでした。ところが、知多市は18歳の投票率は71.52%、19歳の投票率は62.9%で、どちらも最高でした。何か対策を施しているのではないかと思うんですけども、本町でも内海高校に、先ほど答弁にありましたように出前の講座があったようでございますけれども、こちらの知多市のほうでもどのようなことをしているのか、一度調べてみる価値があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松本 保君）

総務課長、中川君。

○総務課長（中川昌一君）

ただいま議員のおっしゃられる知多市につきましては、18、19歳の投票率が高いというところで、一度やっている策等があれば確認ということでございますが、今後、知多市の選管におきましてどのような効果的な施策をやっているかということは、一応確認したいわけでございます。

ただ、先ほど部長が答弁していましたように、高校での出前トークをやっておりますが、残念ながら内海高校におきましては、ちょっと確認はしていませんが、南知多町の子供たちが行っているかということ、なかなか人数が少ないものですから、実際には内海高校でやっておりますが、南知多町の18歳の子の投票率を直接引き上げるというのはなかなか難しい状況でございます。以上です。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

ということで、2月1日の中日新聞には、千種区役所の若手職員が、どうすれば若い世代が投票に足を運んでくれるかというテーマを掲げてプロジェクトチームを結成し、愛知高校で出前授業を行ったとありました。実践政策の動画では、区のキャラクター

「こあらっち」が票を投じる場面を演じ、受け付けから投票まで手間や時間がかからないことをアピールしました。また、職員演じる寸劇の映像では、若い世代が投票に行かないと、投票率の高い高齢者の政策が優先される可能性があるかと伝えてもいました。また、若い女性の有名人がインターネットなどで発信した「投票に行かないで政治に文句言うのは違うかなと思う」といった言葉も紹介しました。高校生の反応は上々だったと聞いております。こういったような出前講座もあるようですので、一度研究をしていただきたいと思えます。

過去の国政選挙では、年齢層が下がるにつれて投票率も低下する傾向にありました。今回初めて投票した18歳、19歳が今後も投票所に足を運べば、投票率は改善に向かうと思えます。そういった意味において、本町でも主権者教育、出前トークの促進や投票に対する啓発を継続していただいで、若者の投票率向上につなげていただきたいと思えます。

4番、お願いします。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

御質問1－4、直近に行われた愛知県知事選挙と参議院議員通常選挙の師崎地区の投票率で師崎と片名が低い傾向にあるが、どのように考えているかについて答弁させていただきます。

愛知県知事選挙と参議院議員通常選挙における片名・師崎投票区の投票率は、町の平均と比べますといずれも低くなっております。投票所までの道のりにおいて、師崎・片名投票区よりも遠い地域がある山海投票区では、投票所の山海ふれあい会館から最も遠い岩屋地区までは約2キロの道のりがありますが、平均より高い投票率となっております。

また、平成23年に行われた愛知県議会議員選挙では、師崎投票区において地元の方の立候補があり、他投票区より高い投票率になるなど、関心度の高さに左右されるものと考えております。以上です。

（12番議員挙手）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。



○12番（榎戸陵友君）

地元で県議さんが出る場合は大変多いと思いますけれども、ほかの愛知県知事の選挙とか参議院議員の選挙におきますと、やはり低いということで、それでも片名地区においては、愛知県知事選挙では28.36%で町内で一番低い。師崎では34.90%で2番目に低い。そして、参議院選挙では、片名が47.0%で一番低い。そして、師崎は51.54%で、こちらは5番目ですけれども低いという結果が出ております。

そういった意味で、やっぱりちょっと考えなくちゃいけないのかなと思います。

5番、お願いします。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

御質問1-5、以前、行政改革の一環として、各地区の投票所を削減したことがあったが、いつごろか。また、住民の高齢化や利便性を考慮して、以前のように戻してはどうか。地域からの要望はないか。あったら、戻す考えはあるかについて答弁させていただきます。

選挙投票区の統合の経緯は、平成17年1月に篠島、同年8月に師崎及び日間賀島が2カ所から1カ所に、平成19年6月に内海が3カ所から1カ所に統合しております。投票所の増設については、過去に要望が出され、その時々で選挙管理委員会等で検討してきた経緯がございます。

平成19年4月25日付総務省自治行政局選挙部長通知で、投票所の増設については、投票所までの道のりが2キロメートル以上で、かつ1投票区の選挙人の数が2,000人を超える投票区については検討することとなっており、現在、本町の投票区はおおむねこの基準以下となっております。

また、近隣町と比較しての1投票区の平均有権者数は最も少ない状況となっておりますので、現在の投票区数でお願いするものでございます。以上です。

（12番議員挙手）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

総務省の19年の通知によると、2キロ以上で2,000人以上ということですが、

それはそれでいいんですけれども、やはりこの町はこの町のやり方でやっていかなければならないと思います。

平成17年ごろの高齢化率と今の高齢化率を比べると、きっと大きな差があると思います。町にはお年寄りがたくさんふえました。投票に行きたくても、投票所が遠くて行けない人がたくさんいます。そこで、近くにあれば行けるのではないのでしょうか。

師崎では、荒井地区や林崎地区から投票所まで長い距離がありますし、一山越えて行かなければなりません。乳母車を引いていくのは大変だと思います。また、片名地区においても交通量の多い道を横断して、長い距離を歩いて、乳母車を引いて年寄りに行きます。

そういったことを考えますと、やはり行けないのではないかなど、改善したほうがいいのではないかなどと思います。お年寄りや子供の住みやすいまちづくりが叫ばれている中、これでいいのでしょうか。投票率が悪いのは、これも一つの原因だと思っております。投票所が近くにあれば、投票も上がると考えます。財政安定のために経費削減も一つの施策かもしれませんが、やはり行政サービスの低下を招いては本末転倒なのではないのでしょうか。

町長は、日本一住みやすいまちを目指しているということでございますが、どうか地元から投票所をもとに戻してほしいという要望が出るようだったら、真っ先に町当局が考えていただきたいなど、このように思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（松本 保君）**

町長、石黒君。

**○町長（石黒和彦君）**

選挙におきましての投票率につきまして、一貫して18、19歳の投票から全体に至る御提言だと拝聴いたしました。

民主主義の原点である選挙による投票率を上げるということは、大変重要だと考えております。その一つの対策として、最後の質問でありましたように、投票所をもっと多くすれば、物理的に近くなるから上がるんじゃないかと、ごもっともな意見だと思いますが、先ほど答弁したように、一つの基準というのが示された以上、それを超えているところに対しては対応しなくてはならないと、まず真っ先にですね。それはやらないと思っておりますが、今、期日前投票とかいろいろ選挙の機会につきましては当時より多くなっております。そのような中で、選挙におきましても、高齢者の方々に対しまし

て、投票する機会を多くした以上、何とか共助の力もおかりしながら選挙の機会を持っていただくということも考えていかならないと思っております。

ただ、やはり選挙は、投票率の高いところは地元の人が出るとか、それか興味高くいろんなものが問われているときとか、そういう立候補者、それから地域の状況、そういうものに大きく影響されるのではないかというのが一番印象に残って、心の中では思っておるわけでございます。

よって、我々行政もそうですし、議員の先生方も含めまして、より関心を持っていただくような活動をしていくというのも、一丁目一番地かなと思っておるところでもあります。

そういった意味で、まず我々が、今の選挙に行ける世代がしっかり投票率を上げていくということの中から、18、19の、一番低いのは20歳ちょっと過ぎてからでございますが、その人たちに興味を持っていただけるような啓発をしていくということが大切だと思っております。

物理的に投票所を多くふやすということに関しましては、現在のところ、今答弁した範囲でお答えせざるを得ないという状況でございますので、御理解いただきたいと存じます。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

今、答弁をいただきました。しかしながら、地元から強い要望があれば、やはりとても低い投票率のところでは老人が多いところであつたら、その要望があつたところぐらいは考えていただきたいなあと思うわけでございます。今後とも検討していただきますよう、お願いをいたします。

次、お願いします。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

御質問2-1、町当局は大津波に対しての大井漁港の安全性についてどのように認識しているかと、御質問2-2、平成25年の南側防波堤の100メートル延長の件はどのよ

うに考えているかについて、関連がありますので一括答弁させていただきます。

まず、御質問2-1に関して、御質問の趣旨は大井地区集落の津波に対する安全性はどうかということだと受け取りましたが、津波から集落を防護する施設としては、防波堤と国道沿いの護岸ということになります。

現在、想定されている津波に対して、防波堤と国道沿いの護岸が構造的に耐震性と対津波性能を備えているかという点では、詳細に調査をしてみないとわからないということになりますが、現況護岸の高さについては足りないと認識しております。

津波防災をどう考えるかにつきましては、津波の想定として2種類考える必要があります。

1つは、議員がおっしゃられた発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大級の津波、東日本大震災における津波がこれに当たりますが、いわゆるレベル2津波と区分される津波でございます。

2つ目は、最大クラスの津波に比べ発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波、いわゆるレベル1津波と区分されるもので、津波の想定といたしましてはこの2種類になります。

その対策としては、前者のレベル2津波に関しては、いかに早く安全に逃げるかという避難を最優先に、ソフト事業で対応すべきものと考えます。後者のレベル1津波に対しては、防波堤と国道沿いの護岸の整備を行い、ハード事業で住民の生命、財産を守ることが可能なものであると考えます。

そこで、比較的頻度の高いレベル1津波に対する大井漁港のハード事業として、防波堤と国道沿いの護岸の整備をどうするのかということになりますが、御質問2-2の南側防波堤100メートル延長につきましては、延長したとして、防波堤の開口部により津波の侵入は防げないことに加えて、地盤が悪く、耐震性を備えた防波堤として整備するためには莫大な費用がかかり、費用対効果の面で国庫補助採択の可能性が極めて低いものと思われますので、現在のところ実施する予定はありません。

次に、国道沿いの護岸につきましては、一部地盤改良を実施しておりますが、レベル1津波の想定津波高に対しては、護岸高が若干足りないということがわかっておりますので、平成27年度に愛知県が見直した海岸保全基本企画に基づき、護岸のかさ上げを含め、耐震対津波対策を実施する必要があると考えております。そのための調査を平成30年度に実施する予定をしておりますので、その結果を踏まえ、他地区の護岸の状況も考

慮し、国道沿いの護岸改修の実施を総合的に検討したいと考えております。

したがいまして、大井地区の津波対策としましては、護岸改修により背後地、集落の安全性を高めていく必要があると認識しております。以上です。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

今って1番と2番でしたか。3番はまだですか。3番も一緒ですか。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

それでは、御質問2-3、平成28年の北側防波堤50メートルの延長の件はどのように考えているかについて答弁させていただきます。

昨年いただいたこの要望につきましては、津波対策というよりは、主に漁業者からの台風などの荒天時に漁港内の波を抑えてほしいという趣旨のものであったと認識しております。

この防波堤の延長につきましては、現在ある施設で波を抑えるための国の基準を満たしておりますので、現在のところ実施する予定はありません。以上です。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

2番の南側防波堤の100メートル延長の件について、先ほど答弁をいただきました。莫大な費用がかかる、国庫補助はできないということで、25年に陳情いたしましたけれども、ずうっと放っておかれてそのままになっておりました。きょう、ここで初めて回答というか、答えを聞くわけでございますけれども、大変悔しい思いでいっぱいでございます。

現在、この地域は津波対策特別強化地域に指定されております。そこでは、それに採択されますと3分の2の国庫補助ができると聞いておりますが、いかがでしょうか。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

今ほどの3分の2の国庫補助という質問でございますが、避難路、要は逃げるための施設についての3分の2というふうに聞いております。以上です。

（12番議員挙手）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

それができたならば、それでやってもらいたかったなあと思うわけでございますけれども、しかしながら、その後の50メートル延長の件は、津波じゃなくて風雨とか波対策、大雨の対策というような言われ方をしましたけれども、こちらやはり100メートルのほうが無理だということで、今度、熊本地震が起こったときに、最低の線で、今度は北側の防波堤の50メートル延長のほうをお願いしたわけでありまして、こちらのほうやはり津波の危険が大変心配をしているからお願いしたわけでございます。

その中で、平成30年の護岸改修で検討するというふうに言われておりますけれども、それまで津波が来なかったらいいんですけれども、早急にやっぱり考えていただいて、幾らお金がかかる、大変なお金がかかるかもしれませんけれども、お願いしたいなあと思うわけでございます。

次、4番をお願いします。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

御質問2-4、埋立地中央部の護岸かさ上げの件はどのように考えているかについて答弁させていただきます。

これも昨年御要望いただいたものですが、この場所で台風時に波の打ち上げによる被害があることは確認しております。現在、この漁港施設は、区分上、水産物や漁具等を積みおろしするための物揚げ場となっております。護岸としてかさ上げするには、まず用途を変更する必要がありますので、その手続を行った上で、県の単独の補助事業により平成30年度以降の実施を検討しております。以上です。

（12番議員挙手）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

ありがとうございます。よろしくお願いします。

埋立地中央部の護岸のかさ上げにつきましては、今、いい返答をいただきました。この埋立地には大井漁協があります。また、ノリの加工場も数軒あります。ただでさえ満潮になると海面がすれすれになり、津波がなくても台風などの高潮被害も目に見えているということで、一刻も早くお願いをしたいと思います。

さて、大井の港、もう地図から見るとあっぱっぱで、津波さん来てくださいというような状況になっております。本当にまだまだ未完成であります。今、大井でも防災訓練をやります。きょうも区長さんたち、皆さん来ていらっしゃるけれども、防災訓練で何をやるかという、やはり津波が来るのが一番恐ろしいということで、すぐに高台に逃げるということで、大井の防災訓練は高台に逃げることだけしかやりません。そういった意味でも、住民は大変不安な生活を強いられております。ぜひとも50メートルの延長をお願いしたいなあと、このように思うわけでございます。

以前、前漁業組合長の石黒さんも、名刺には大井漁港の地図を書いて、大井の漁港はあっぱっぱで、もう無防備でどうしようもないと、どこへ行ってもそういう説明をしていたと聞いております。私も聞いたことがありますけれども、そんな状態なので、10メートルでも20メートルでもいいですからお願いしたいなあと。海の中の仕事ということで大変な予算が要ると思いますけれども、やはり住民を守るためには、そのぐらいの覚悟が必要ではないかなと思います。篠島にも日間賀にも内海にも師崎にも、新たに防災拠点ができました。ここに少し予算も一段落ということで、今度は大井の防波堤、50メートル延長をやっていただきたいなあとと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

防波堤延長という御質問でございますが、津波に対しまして、防波堤、全く津波が防げるということはありません。要は開口部がある、津波というのは、波というよりも海の水がせり上がって押し寄せてくるということで、やはり津波を防御すること、これを考えると、護岸が一番ではないかと考えておりますので、防波堤の延長については現

在のところで考えておりません。以上です。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

考えていないじゃなくて、検討するとかそういう言い方で、ちょっと前を向いてやっていただきたいと思いますけど。

本当に、住民の多くは、やはり海から津波が来ると不安だということで、それを考えると眠れない人もいます。そういったことを考えると、やはり日本一住みやすい町ということを目指しているなら、そういうことも検討する、たとえ10メートルでもいいですよ、20メートルでもいいです。ぜひお願いしたいなあと思います。

今、私はこういった質問をしていますけれども、ひょっとして大きな津波が来て、もし大井の住民の方々がそれにのまれて、多くの方々が亡くなったならば、きっとあのときあの議員が言っておったのに町は何にもやらへんなあというような、そういったことも言われてしまうと思います。そういったことのないように、またやはり施策としてお願いしたいなあ、このように思います。

誰か答弁できる方、いますか。

○議長（松本 保君）

建設課長、田中君。

○建設課長（田中吉郎君）

先ほど部長が、まずは防波堤ではなくて護岸のほうをとということでお答えしたんですが、全て財源があって、防波堤もやれて護岸もやれてということであるなら、それにこしたことはないわけですが、財源に限りがある中でどうしていくかということになるかと思うんですが、津波対策のハード整備に関しましては、やっぱり何を想定しても完璧にそれでもって防護できるかということはありませんというふうに考えております。南側の防波堤と北側の防波堤、一番外側の防波堤の開口部が300強間口があります。そうすると、100メートル仮に伸ばしても、200メートルは開口部はあるというようなことで、どうしても津波の侵入は防げないということで、25年に県のほうに実はこの事業の実効性について相談をかけておきまして、お金のことを申し上げると何なんですけど、国庫補助をもらわないことにはとてもやれないということで、その可能性があるか



ということで問い合わせをしたんですが、やはり湾の中心に行くに向かって地盤がとても悪いというようなことで、それをやるにはとんでもない費用がかかると。それに比べれば、国道沿いの護岸を改修することのほうが実効性があるのではないかというようなことの回答をいただいておりますので、まずは優先順位としては、防波堤による津波防護よりも、護岸による津波防護を検討していくべきかなあというふうに考えております。

それは、きのう議会の冒頭で議長さんが話題に触れた中日新聞の津波から逃れる四カ条という中に、やっぱり想定外を想定するということが掲載されておったと思うんですが、これが一つの答えになるのかなあというふうに考えております。

若干触れさせていただきますと、この記事ですが、気仙沼市の杉ノ下地区は、海に近く防災意識の高い地域として知られていた。年2回、津波を想定して訓練を実施しており、避難場所も行政と話し合っただけで決めた。津波の想定高は8メートル、避難所に決めた高台は12メートル。だが、津波は高台を二、三メートル超える高さで襲ってきた。当時60人が避難しており、生き残ったのはわずか6人だったというようなことで、はるかに防災の想定を超える津波が来たということで、何を想定しても防ぎ切れるということは完璧にはあり得ないというふうに思われるわけです。

それで、海岸線については、本町は海岸線が多いものですから、どうしても優先順位をつけてやっていくということにもなります。それから、コンクリートの耐用年数も50年ということを言われておりますので、その周期で護岸整備をやるのかということも検討していかないかかなと。財政事情の面からも、なかなかそれもどうかなということがあります。

それで、護岸を一旦整備すると、人間の意識として、防波堤を整備するとそれだけで安心して避難ができてくるということもあるそうですので、まずは早くできるだけ高いところに逃げるということを想定していくことが津波防災の一番目かなというふうに考えております。

ハード整備につきましては、やれる範囲で、国庫補助をいただかないとももちろんやれないものですから、まずは護岸のほうから、30年に計画を策定する予定ですので、その中でやれるところ、やれる範囲でやっていくというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

(12番議員挙手)

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

今の答弁の中で、防波堤をつくると安心して逃げないというような話がありましたけれども、そういう考え方はおかしいと思います。

護岸さえつくればいいということ。じゃあ、津波が来て、船はもう護岸の外に、港にあるわけで、船も全部壊れてしまうということで、そういった意味でも、やはり最低限の波が入ってこないような防波堤は私は必要だと思います。それがあれば、住民も少しは安心して眠れるんじゃないかなと思います。

どうか、大変な建設費がかかるとは思いますけれども、これは一遍につくらなくても、1年に1メートルでもいいんですよ。10年かかれば10メートル、100年かかれば100メートルできるんですよ。そのように前向きに考えていただきたいなあと思います。大井の住民の皆さんが安心して暮らせるように、眠れるように、ぜひお願いします。

これで私の一般質問は終わります。

○議長（松本 保君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

御質問2-5、今後、大井漁港ではどのような事業が計画されているかについて答弁させていただきます。

計画している事業としましては、今年度、大井漁業協同組合南側の岸壁の耐震化を実施中であり、年度内に完了予定でございます。

次に、今年度と来年度で鳶ヶ崎側の護岸に消波ブロックを設置予定でございます。また、来年度、一部の防波堤及び護岸の機能保全工事を実施予定でございます。30年度には、先ほど申し上げました海岸保全施設（護岸）の長寿命化計画の策定と大井漁業協働組合東側の物揚げ場の用途変更を予定しております。

なお、大井漁業協働組合から要望のありました浮き棧橋の新設につきましては、補助採択に向けて、現在、県を通じ国と調整中ございまして、採択されれば平成31年度に設計を行い、32年度に工事を実施する予定でございます。以上です。

（12番議員挙手）

○議長（松本 保君）

12番、榎戸君。

○12番（榎戸陵友君）

さっき終わりと言っちゃったけど、もうちょっとやってもいい、時間があるで。

○議長（松本 保君）

はい、結構です。

○12番（榎戸陵友君）

今、大井漁協のいろいろな事業の計画が言われました。こういうように、前から言われてきたいろいろな事業は、本当に感謝するほど一生懸命やっただいております。その中で、防波堤の件も将来に向けてこういった感じでやっていただければなあと思うわけですが、どうかよろしくお願いたします。終わります。

○議長（松本 保君）

以上で、榎戸陵友君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩は10時35分までといたします。

〔 休憩 10時22分 〕

〔 再開 10時35分 〕

○議長（松本 保君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

次に、10番、鈴木和彦君。

○10番（鈴木和彦君）

議長の許可が出ましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では、通告分の朗読をしたいと思います。

1. 学校給食センター整備事業と小・中学校の統合について。

町の第7期実施計画書に学校給食センター整備事業がありますが、私が聞くところによると、かなりの費用がかかると思います。現在の学校給食センターは老朽化が進み、早急に建設する必要があると思います。

また、町内の小・中学校においても、校舎などの耐震化を行ったものの、施設自体は古く、今後の維持管理費なども懸念されます。

そこで、以下の質問をいたします。

1. 現在計画している学校給食センターの規模は、どのぐらいのものを想定しているのか。

2. 小・中学校の統合については、現在どの程度まで計画が進められているのか。

3. 学校給食センターの建設の計画については、小・中学校の統合計画と並行して進められているのか。学校給食センターの建設計画だけを単独で進めているのか。

2. 知の拠点整備構想について。

知の拠点整備構想については、平成27年3月18日の議員懇談会において、議員に対して初めて説明があり、同年6月定例会において多くの議員から一般質問されました。本事業についての確認と、その後2年間の町の動きについてお聞きいたします。

1. 知の拠点整備構想とはどのような事業か。

2. 本事業は発表するまでかなりの時間をかけているが、役場やその他の場所でどのぐらいの打ち合わせをしたのか。

3. 本事業に関し専決処分で予算をつけて臨時職員を採用し、関係企業が町内の土地を購入したが、この臨時職員の雇用と土地の購入に関し、町長及び町はどのようなかわり方をしたのか。

4. 途中、計画を変更したと思われるが、どのような変更があったのか。

5. 町長は、今後この計画をどう進めていくつもりか。

再質問がありました場合には、自席にて行わせていただきます。

**○議長（松本 保君）**

教育部長、内田君。

**○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）**

まず御質問の1-1、現在計画している学校給食センターの規模につきまして答弁をさせていただきます。

現在の学校給食センターの建物は昭和49年3月に建設されまして、施設稼働から40年以上が経過しておりまして、施設、設備の老朽化が進んでいる状況にあります。また、現施設は耐震対策工事が実施されていないこともありまして、大規模地震が発生した場合に復旧困難になることも危惧されるとともに、施設の維持管理に要する経費は今後とも増加していくものと見込まれています。

また、施設の機能といたしましては、学校給食衛生管理基準をはじめ各種管理基準により調理環境の改善を図ることが求められていまして、議員御指摘のとおり、できる限り早期に財源を確保した上で、給食センターの整備を進める必要があるものと考えています。このため、現在、建設候補地や施設規模、施設の整備手法等、建設に当たっての課題に対し、整理・検討を行っている段階であります。

学校給食センターは安全で安心な給食を安定的に提供する施設として、高い衛生管理基準を維持するとともに、良好な作業環境の確保、さらに環境に優しい省エネ型の施設や食育の場としての役割が求められているところです。現時点での考えでは、施設規模としまして、今後の児童・生徒数の見込みから、給食調理能力を1,500食程度と設定いたしまして、約1,000平米の建築面積、2,900平米以上の敷地面積を想定しているところであります。

また、工事につきましては、本体工事だけで、おおむね10億円程度と見込んでいますが、今後の社会経済情勢や建設予定地周辺のインフラ整備状況によりまして建設条件が変わるため、事業費も変動することになります。よろしく願いいたします。

(10番議員挙手)

○議長（松本 保君）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

耐震化もやっていない、老朽化が激しい、年々施設にお金が要る、そういうことで考えてよろしいですね。

それでは、一番つくらない理由というのは、お金がないということでもよろしいですか。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

今、財源も含め検討しているところでございますけれども、平成33年稼働目標に進めているところでございます。よろしく願いいたします。

(10番議員挙手)

○議長（松本 保君）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

また後で質問しますが、いろいろな角度から物を見て、今まで検討をずうっとしていただいんでしょうか。それから、基本計画にもありますように、実施計画にもありますように、30年基本計画、31年実施計画ということがうたわれておりますけど、大体10億円程度ということをお答弁で申されましたけど、1,500食ですね、今、規模的に。13億かけたらとてもじゃない、なかなか、外構も入れて多分また12億か13億になると思います

けど、今、土地の取得も全然考えていない、場所も考えていないということですよね。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

建設候補地については現在検討中でございます。用地については、基本としまして町有地を基本に考えているところでございます。よろしく申し上げます。

（10番議員挙手）

○議長（松本 保君）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

候補地は、今、何か所かありますか。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

給食センターの建設候補地については、3点ほど予定をいたしております。給食センターの建設用地を選定するに当たりまして、給食の運搬に支障のないこと、給排水の便や施設からの臭気・騒音の近隣への及ぼす影響だとか、害虫の発生侵入のおそれの低い場所、そういったところを考慮に入れて検討していく必要があるのかなというふうに考えているところでございますが、現在、こうしたところの中から、町有地でいい場所と、旧新運動公園用地、それからこれは買収しないといけないですけど、その周辺の農地、そして町有地であります旧豊浦保育所といえますか、豊丘むくろじ会館の自由広場の一部を利用してでの建築という3候補地について検討をしているところでございます。よろしく申し上げます。

（10番議員挙手）

○議長（松本 保君）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

学童が、子供が減って行って、毎年毎年100人足らずということで、給食センターを1,500食ということですけど、町内の保育園、幼稚園の分は給食ということは考えていませんか。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

保育所につきましては、現在、自園で給食をつくっております、子供一人一人に対しての対応が非常にしやすいということで、乳児のお子さんに食事の状態、食物の大きさ、そういうものの調整ができやすいと。それからアレルギー対応のお子さんに対して一人一人の対応ができて、そういう安全においしく食事がとれるような対応ができております。これをセンター方式という形でする場合には、そういう対応が非常に難しくなりますので、現在のところ、保育所に関してセンターに統括するというようなことは考えておりません。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（松本 保君）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

はい、わかりました。

ちなみに、阿久比、常滑は保育園も一緒につくっているんですけど、今の答弁で、南知多町のほうは子供のために各保育園で給食をとということで、園児のためになるということでやっている。細かい対応ができる、園児のことを考えて統合しない、考えていませんということで、今いいですね。

次、答えてください。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

御質問1-2、小・中学校の統合計画の進捗につきまして答弁をさせていただきます。

御承知のように、町教育委員会におきましては、中学校を1校に、小学校を5校に統合するという1中5小の基本構想を既に策定させていただいているところであります。しかしながら、とりわけ中学校を離島も含めて一気に1校に統合することにつきましては、現時点では課題が多いものと捉えています。中学校を1校に統合することになれば、篠島、日間賀島の生徒の皆さんには船を利用して通学していただくことになること、加えて、26年8月に実施させていただきました住民意識調査の結果におきまして、学

校統合に対して賛成の方が、篠島では9.6%、日間賀島では13.1%と少なく、学校統合に消極的な方が多いことなど、私ども行政が一方的に統合計画を進めるべきものではなく、保護者の御意見も伺いながら慎重に進めさせていただくことが大切であると考えているところであります。したがって、まずは来年度、篠島、日間賀島の保護者の皆様に学校統合や小・中一貫教育などのお話を投げかけさせていただきたいと考えております。

中学校を統合して適切な規模に近づけるのか、または小中一貫校の開設といった小学校と中学校の統合を進めていくのか、つまり義務教育である小学校、中学校の9年間を一人の校長の一貫した方針のもとに教育を進めていくのか。例えば校長権限で中学校の英語教員を小学校5・6年生の英語教科の指導に当たらせるなど、少人数でも力をつけられるような、新たな対策に取り組むことも可能にさせていくのかということでもあります。それに加えて、それとは別に、引き続いて小学校、中学校の連携を進めながら現状を維持していくのかなど、子供たちの学びを第一に考え、どんな中学校にしていってらよいか御議論をいただいた上で、篠島、日間賀島の中学校のあり方につきまして、一定の方向性をお示しさせていただきたいと考えています。

その上で統合中学校の規模を決定し、統合の目標年次も含め、中学校統合の基本計画の策定作業を進めさせていただきたいと考えているところであります。御指導と御協力をお願いいたします。

(10番議員挙手)

○議長（松本 保君）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

よくわかりました。今度、教育長に聞きますけど、統合に関しまして、教育長が就任してから多分4年間ぐらいかかっていると思いますけど、この問題に関しまして、教育委員会で、私、去年の決算時に聞いたところによりますと、28年度、27年度ですか、教育委員会のほうで1回しかこの問題に関しては議題に上らなかったということを教育長はそのときに述べていただきましたけど、4年間の間にどれぐらいの回数をこの統合問題について話し合われましたか。

○議長（松本 保君）

教育長、大森君。



○教育長（大森宏隆君）

4年間で、教育委員会でどのぐらい議論をしたかということでございますけど、自分の記憶の中では、4年間で10回ほど定例教育委員会で統合の話をさせていただきました。議論をしたということでございます。

また、ほかに総合教育会議、これは町長も入った総合教育会議で2回ほど、あと教育委員と校長先生方とも、一部の校長先生方ですけど、交えて意見交換を行いました。一応、回数につきましてはそういったことでございます。

就任してから1年目には、例えば自分の例でいいますと、愛知県内で新設した中学校、新しくできた中学校を見せていただきまして、これは教育委員と一緒にいきまして、どういった点がすぐれているのかとか、そういったことを調べさせていただいたと。2年目につきましては、町の総合計画の中間年の見直しがございましたので、教育委員会でどのようなアンケート調査にするのか、設問を出すのか、またその結果につきましても検討させていただいた。3年目には、国のほうから統廃合の手引というものが60年ぶりに示されましたので、そういったことと、さらに義務教育学校といたしまして、言い換えれば小中一貫校でございますけれども、そういった考え方が出てまいりましたので、そういったことも踏まえまして、小中一貫校に取り組んでみえる県内の学園に教育委員と視察に行きまして、検討してきたところでございます。

自分としまして、子供の学びが一番大事だというふうに考えておりますので、先ほど教育部長も答弁させていただきましたけど、同様な考えで、適正な規模で統廃合を、統合を進めていくのか、また小規模のまま継続できるような、すばらしい教育ができるようなことを対策をとっていくのか、そういったことも保護者の皆様等にも投げかけさせていただいて考えていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。以上です。

（10番議員挙手）

○議長（松本 保君）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

よくわかりました。教育長の御努力には感謝します。

しかしながら、先ほど住民調査で26年1回だけの調査ですよ、アンケート調査は。内部ではいろいろやっているようですけど、例えば一番大事な父兄ですよ、子供たち、

それに対しての聞き取りだとかは、私、地元で聞きましても全然やっていないということで、内部ではそういうことで早くから1中5小という統合計画が出ていますけど、それに対して、この役場の中、それから地元へ帰ったときに、一回もそういう話が出てなくて、町としては周知、それと話し合いを教育委員会としてはしているのか。教育長がそれだけ行動、それから話し合い、思っていることを全然外には伝わってこなかったという。

私が聞き及ぶところによりますと、ほかの市町とちょっと違う形で教育長が就任された。その理由として、学校統合を一番先に考えるということで教育長は就任されたと聞いています。その中で、全然スピードアップ、それから統合をしようということでいっているんじゃないしに、統合を検討する会が全然外へ出てこないということで、役場の外へ、教育委員会の外へですね。それが本当に残念でなりませんでした。

もうちょっと情報を公開して、町長、私聞いたところによりますと、今の教育長をしたときに、教育長に選任されたときに、学校の統合ということが一番考えているとお聞きしましたが、その点についてどう思いますか。

○議長（松本 保君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

もちろん議員御承知のとおり、統合を目的して教育長を選んだわけではございませんが、その大きな役割の一つであったことは確かでございます。

平成18年、1中5小というのが示されておりました。議員御指摘のように、もう10年になるわけでございます。私が町長に就任させていただいてから、もうそれも6年になります。

平成26年のお正月の広報にも、統合に対して考えていきたいと述べているわけですが、実は、学校の統合というのは物理的に考えて三つのパターンしかないと思っています。一つは新築すること、もう一つはどこかの中学校に統合すること、もう一つは今のままというのが考えられる想定でございます。

そのような中で、まず一番金銭的に負担が多いかなと思われるのが、新築することだと思っています。おおよその、本当の本当の概算でございますが、30億程度かかるという試算が私のほうに示されている中で、実は議論を、今御指摘のように早く進めた場合、新しくつくる方向が一番子供たちにとっていいんだよとなった場合に、じゃあそれ

だけの財源を含めてつくれるかということ的前提にないと、よう出さなくなったということは確かにあります。

もう一つが、どこかの中学校に、仮にAという中学校があったとすると、そこで試算した費用だとどれぐらいであるかということ、もう一つは、今のままでどれぐらいの経費で子供に教育環境の良好なまま続けることができるかというときに対しての費用、そのものが我々の職分として、教育委員会は子供のことを中心でももちろん考えていかなきゃいけない部署でございますが、それを担保する私たちの、つくる側の、維持管理をする側の財源に対しましても、議論をよし始めようというタイミングが、今回、公共施設等総合管理計画、その中で今後、今年度中にお示しさせていただきますが、実は公共施設の中の51.9%が学校を占めておりまして、統合をした場合の後の利用も含めましたある程度の方向性を我々の中で示さないと、教育委員会がいろんな方に対して、今からたくさんの人に御意見を賜らなきゃいけないという大きな事業でございますので、その準備にかかっておったというふうにして、そのスピードが遅いということに関しましては否めないと、反省をしておるところもでございます。以上でございます。

(10番議員挙手)

○議長（松本 保君）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

確かにいろいろな問題点はあると思いますけど、中で幾ら話をしておったって、何も私はらは明かんと思いますし、外へ問題を投げかける、人の話を聞くということ、相手の話を聞く、親御さんの話を聞くということをして、それから中の話をせんと、18年に統合計画がありまして、町長になってからも6年ですか。一向に進んでいるとは私は思いませんので、そこらをきちっともう一度考え直して、計画を。今計画をつくるという話でしたので、ちょっと若干遅いじゃないかという思いはあります。

次に行ってください。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

御質問1-3の学校給食センターの建設計画につきましては、小・中学校の統合計画と並行して進めているのか、単独で進めているのかにつきまして答弁をさせていただきます。

ます。

給食センターの建設におけます基本条件といたしまして、給食の運搬に支障がなく、給排水の便のよい場所にあることや、必要な敷地面積が確保できることに加えまして、給食センターは建築基準法上工場に位置づけられていまして、臭気・騒音など施設が周辺に及ぼす影響等、求められる条件に配慮して計画を進めていくということが大切であると考えているところです。

先ほども答弁させていただきましたが、施設の老朽化が進む中、給食の安全・安定供給が求められているわけございまして、財源の確保等の関係で多少ずれ込む可能性があるものの、給食センターといたしましては、平成32年度に建設工事を着工し、平成33年9月からの施設稼働を目指して検討を進めてさせていただいているところでございます。

御質問いただきました件につきまして、現時点では、給食センター単独での建設計画で進むことを前提に、教育委員の皆さんと相談をさせていただいているところであります。ただ、建設後の給食センター運営に係る配送費などランニングコスト等も考慮しまして、中学校統合計画と並行して計画が進められる可能性があれば、それがベストだとも考えています。

しかし、そもそも中学校統合そのものの是非をはじめといたしまして、統合中学校の場所の決定がスムーズに進めることができるのかどうかということ、そして、中学校の統合場所の決定時期が給食センター整備工事の実施設計年度とある程度マッチングできるかどうかということ、それに加えまして、今後、町内の公共施設再配置計画の検討、その財源の確保が大きな課題となっている中で、中学校の統合費用として、先ほども町長が話しましたが、果たしてどれほど確保ができるのかという点、そして統合中学校の計画地の隣接地で先ほど説明させていただいた条件の満たす用地を確保できるかということ、そういった課題に対しまして、その方向性がすぐに決められる状況にないと自分としては捉えておりまして、安全で安心な学校給食を引き続いて安定的に供給するために、議員御指摘のように、できる限り早期に給食センターの整備を進める必要があるということで、現時点では給食センター単独で建設を進めざるを得ないと考えておりますので、御指導と御協力をお願いいたします。

(10番議員挙手)

○議長（松本 保君）

10番、鈴木君。

○10番（鈴木和彦君）

よくわかりました。今、全部の答弁を聞いた私の感想と、それから考え方ですけど、平成18年に学校統合の計画の話がありまして、その学校統合が全然進まなかったばかりに、給食センターは今古くなったんじゃないじゃありませんよね。統合の計画が当然あれば、今ここで給食センターをどういうふうにするかというときに、それから場所の選定に関しても、経費に関しても、それが何とか一番いいものができたような気がします。このことに関しては、やっぱり一番の原因は統合がおくれている、統合とはいいいませんが、学校の計画が今まで怠慢だと、はっきり言いましておくれで怠慢だったということをお話させていただいて、この質問は終わります。

2番をお願いします。

○議長（松本 保君）

企画部長、鈴木君。

○企画部長（鈴木良一君）

それでは、知の拠点整備構想について5つの質問をいただいておりますので、順に答弁させていただきます。

御質問の2-1、2-3及び2-4につきましては、私、企画部長から、御質問2-2及び2-5につきましては、町長より答弁させていただきます。

まず最初の御質問2-1、知の拠点整備構想とはどのような事業かにつきまして答弁させていただきます。

この知の拠点整備構想は、国際空港や県内産業の集積地へのアクセス、自然環境や地域文化など本町の特色に着目して、国際大学の招致と防災・減災をはじめとした先端技術の集積によって、新たな産業の創造やグローバルな人材の育成などを通して地域の発展を図ろうというもので、立命館アジア太平洋大学の元学長のモンテ・カセム氏から提案があったものです。以上でございます。

（10番議員挙手）

○議長（松本 保君）

10番、鈴木君。

○10番（鈴木和彦君）

平成27年3月18日の議員懇談会で、この事業につきましては、町長の挨拶で、独立行

政法人を設立したい、それから国家の地方創生の中の戦略特区に申請したい、防災技術研究施設を設置したい、国際大学院大学の招致をしたい、そういうことを町長は言っていますけど、それにつきまして、平成27年度の総合計画の後期プラン作成にもこれは影響してきますということを町長は言っていますわね。

そういう形で行おうとした説明を受けた事業ですわね、町長。

○議長（松本 保君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

そういう方向性でお示しさせていただきました。

（10番議員挙手）

○議長（松本 保君）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

そのときに、今から調査・研究をするということで、そういう理解でよろしかったですね。

○議長（松本 保君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議員に、2-2の今事業を発表するまでの間、時間がかかっていると、それと関連の答弁になってしまうんですが、いいですか。

それでは、質問2-2、本事業を発表するまでにかなりの時間をかけているが、役場やその他の場所でどのぐらいの打ち合わせをしたのかにつきまして答弁をさせていただきます。

この構想は、提案者のモンテ・カセム氏と初めて直接お会いしたのは平成25年9月でございまして、東北地方でこの国際大学招致の動き、それに関連して、もともと東北地方での復興、復活に対してましてのプランとして構想がありまして、それが愛知県とも連携しているよということをお聞きしたのがスタートでございました。その後1年余りにわたりまして、モンテ・カセム氏が本町を訪れる中で、私どもは6回ほど、この国際的な人材育成の必要性や防災・減災、地域産業の振興、町の活性化、人口流入の効果、さまざまな意見交換を行ってまいりました。

この期間は、この構想の目指す姿や本町での展開をすることが可能なんだろうかとか、提案者の考えを聞くと同時に、この町の特性や歴史、風土についての理解を深めていただきまして、構想の土台となる方向性を把握するための期間でございました。その中で2度ほど、いろんなモンテチームを引き連れて南知多町を案内したということもあります。そういうような中で、私的な段階でございましたので、土・日や夕方を過ぎてからの話し合いが多かったので、その関係からでございますけれども、当時の副町長と教育長と3人でその話を承るときが多かったわけでございます。

その後、平成26年9月、提案者側におきまして1年余りの時間をかけ検討した結果、本町で取り組んでみるということを決断していただきまして、その段階におきまして、国際大学招致に向けて互いに努力していこうという形で、27年6月に御質問を多く受けました覚書を、職員とともに立ち会いのもと交わしたわけでございます。

それから年が明けまして平成27年1月5日、この日初めてモンテ・カセム氏から直接、町の職員およそ20人に対しまして、産業の創出やまちづくり、防災・減災に結びつける知の拠点構想の考え方が説明され、その後3回にわたりまして職員向けの懇談会を開いてもらいました。

地方独立行政法人の設立という手法についての提案は、平成27年、覚書から2カ月ごろたったところに提案がありましたけれども、本町の職員の意見としましては、大体が難しい、この方法におけるのは小さな自治体では難しい、前例がないし、前例を調べてみても、国が関与した沖縄国際大学とかそういうものしかない。あとは病院とか、小さなこの南知多町で地方独立行政法人をつくれるだろうかとか、そういう議論の中、提案者側は法律的にできないと書いていない、そういうふうな形で、多くの私立大学は寄附で設立されているのだから、何とか寄附の受け皿としての独立行政法人、これは議会の議決がないとできないし、事業計画も議決をいただかないと進まないし、そういうものの中から展望を開いていこうじゃないかということの提案を、実は御批判いただいておりますが、私の判断で、職員とのいろんな難しい意見もありましたけれども、これを検討したいと。そして、人・物・金のうち人とお金がないと。そのチームに人と、それから寄附でいただいておりますが、そういうものをもって検討を始めたいということと3月18日、議員が御指摘の、一般の町民の皆様方には青写真すらいまだ示せなかった結果になっておりますけれども、3月18日に議員に懇談会において発表させてもらったものでございます。

(10番議員挙手)

○議長（松本 保君）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

先ほどの話の中にも出ましたけど、覚書ですね。26年9月12日、モンテ・カセムさんと覚書をしたようですけど、それを全然公表をしていなかったですよ、こちらにも。誰が立ち合いだったかわからんけど。

それとあと1点、企業誘致の企業関係者を町のアドバイザーに就任させていますよね。それも向こうのホームページのほうから、私拾い出しまして、町としてはアドバイザーにしてあっても何も我々に知らせていなかったですよ、南知多町としてはですね。

そういうことに関して、町長は自分の判断でやったのか、それをちょっと簡潔に答えてください。

○議長（松本 保君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

知の拠点構想の中に2つございますね。だから、大学を将来的に招致していこうというのと企業誘致と2つございます。その企業誘致のほうにつきましては、もちろん私の判断でもありますが、企画のほうでプロジェクトチームをつくらせていただきまして、何とか企業誘致、簡単に言いますと防災の先進的な技術を展示したいという要望に対してお答えしていこうと努力したものでございます。

(10番議員挙手)

○議長（松本 保君）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

もう一回聞きますけど、我々には周知はなかったですよ、町民にも。その部分に関しては、アドバイザーに関しても。

○議長（松本 保君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

第6次総合計画にありますように、いろんな企業を誘致するというのは書かれており



ます。その手段の一つとしてとった方法でございまして、もちろん町民の方にも議員の皆様方にも、企業の招致をする計画の段階でお示しするという事はしておりませんでした。

(10番議員挙手)

○議長（松本 保君）

10番、鈴木君。

○10番（鈴木和彦君）

次に行ってください。

○議長（松本 保君）

企画部長、鈴木君。

○企画部長（鈴木良一君）

それでは、御質問2-3、本事業に関し、専決処分で予算をつけて臨時職員を雇用し、関係企業が町内の土地を購入したが、この臨時職員の雇用と土地の購入に関し、町長及び町はどのようなかわり方をしたのかにつきまして答弁させていただきます。

この構想の検討のために雇用した臨時的職員は、提案者モンテ・カセム氏から紹介された人物で、元大学の教員だった人物です。町としましては、この構想を推進していく手法について、提案者との意思疎通を図りながら検討していくために必要な人材と考え、臨時職員として雇用することを決めたものでございます。

土地の購入に関しましては、地域の活性化のため、新規企業の進出の話があり、土地の規制状況などについて相談に応じましたが、購入のあっせん等を行ったものではございません。土地の利用については、新規に企業が町内に進出する意向を受けて、都市計画法に基づく指導と支援を愛知県に要望いたしました。以上でございます。

(10番議員挙手)

○議長（松本 保君）

10番、鈴木君。

○10番（鈴木和彦君）

去年の6月の新聞に、議会後に書いてありましたけど、発表されておりましたけど、この土地に関して、町長の会社と町長の親戚の不動産屋とかかわったことは間違いありませんね。それ以上のことはいいです。かかわったことは間違いありませんか。

次、お願いします。

○議長（松本 保君）

企画部長、鈴木君。

○企画部長（鈴木良一君）

それでは続きまして、御質問2-4、途中計画を変更したと思われるが、どのような変更があったのかにつきまして答弁させていただきます。4番は私から、5番は町長からということで答弁させていただきます。

まず、2-4でございます。

平成27年3月18日にこの構想の提案を議員の皆さんに御報告し、構想の進め方について調査・研究し、検討していくことを申し上げました。この構想の目指すところは、最初の御質問でもお答えしたとおり、国際大学の招致や先端技術の集積による地域の発展です。御質問のありました計画の途中変更でございますが、この構想を進めていくに当たり、提案者から当初に示された地方独立行政法人を設立しての手法については、検討の結果、困難であるとの結論に至ったものでございます。以上でございます。

○議長（松本 保君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

御質問2-5、町長は、今後この計画をどう進めていくつもりかという問いに対しまして答弁させていただきます。

平成27年に、おおよそ1年をかけて検討してまいりました地方独立行政法人を設立して知の拠点形成するこの方法については、本町においては困難と判断し、残念ながら断念せざるを得ない状況にあります。

しかしながら、提案者によって示された知の拠点の着眼点やその目的については、この構想に関心を持たれた一部の方と意見を交わす機会も得られましたし、議員の皆様方に対しましても、提案者でありますモンテ・カセム氏から直接説明を聞き、議論をする機会も持つことができました。多くの方からは、構想の目的については一定の支持を得られた反面、そのほとんどがその手法において疑問や不安や難しいということを感じられている方が多くおられました。

町が主体的になって取り組む方法として提案された地方独立行政法人という手法でございましたけれども、独立法人にかわる枠組みとして、昨年の9月の決算議会のときに議員から御質問いただきましたが、その段階におきましては学校法人を設立する主体と

しての方法を検討しておると。ただ、今に至りまして、まだ具体的な進展の報告はいただいております。

昨年の12月4日でございますが、御自宅を訪ねさせていただきまして、それに対しての報告をしなくてはいけないなどおっしゃってくださっておりますが、いずれにせよ、提案者の方向は町が主体となることはもう難しいと。民間や他の団体を主体とする枠組みとなると考えているという方向でございますが、地方独立行政法人という断念するに至ったことは私の力不足であり、同時に多くの方から御指摘いただきました見通しの甘さだというふうに御指摘を受けたこともしようがない、深く反省をしなければならないと思っておりますのでございます。

今後、この反省を生かしまして、提案者のみならず、さまざまな方から地域の活性化のため新たな提案がございましたら、まず役場内において十分検討し、独断的な判断を慎みながら議会にも御報告、相談させていただき、今までの鈴川議員をはじめ多くの方々からの御意見、御忠告を胸に刻みながら、町の発展のためより一層の努力をしてまいりたいと存じておりますので、今後ともどうぞ御指導、御鞭撻よろしく願いいたします。

(10番議員挙手)

○議長（松本 保君）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

平成28年と29年、ことしですね。28年には、この知の拠点に関する予算って出ていませんわね。29年にも、今度の予算にも出ていなかったと思います。それに関して、町長のお考えだと思いますけど、町長のやりたいこと、町長の施策ですね、それはあくまでも予算によって反映されると思います。この2年間、知の拠点に関しての予算がつかないということは、町長は新聞紙上で言いましたけど、特別なことがあったら補正予算でつけると、そういう言い方をしましたけど、町の事業そのもの、2年、3年前に表へ出て、それをやろうとした事業ですわね。その事業を、何か新しいことが出たら補正で対応するなんていうことは本当に非常識だと思いますけど、その点に関して町長はどう思いますか。

○議長（松本 保君）

町長、石黒君。

## ○町長（石黒和彦君）

そもそも本町においては、人・物・金の中でこういう事業をやっていこうとするときに、財源、それから人材を含めて、民間、あるいはよその大学が来るという事業じゃございませんので、もともとないということを前提に考えてくださったのがこの構想なんでございます。よって、27年6月議会で多くの方から励ましもありましたが、ほとんど臨時職員を先ほど経緯で入れさせていただいたわけでございますけれども、その段階で、こういう形でお示ししようという青写真の前で、町独立行政法人の手法が厳しいんじゃないかというので提案者側もいろいろ検討した結果、28年9月、約1年かけてやっぱり厳しいと、寄附の文化とかいろいろなことを提案者側から検討した結果をお伝えいただきましたが、そもそも町の財源を使ってこの構想をやっていくという発想は当初からございませんでした。

よって、専決でいろいろ御批判や御意見を賜りましたけれども、人材を入れる方法で、人・物・金の中の物の提供として、役場の中で町独立行政法人を検討してもらうということに対して、私の先ほど言った思いを職員たちも受け入れていただきまして始めたものでございますが、やはりその厳しさの中から退職を願ってということございまして、町の税金を使った、予算を使った、補正をどんどん積み重ねて進めていくという構想では最初からない構想でございました。

（10番議員挙手）

## ○議長（松本 保君）

10番、鈴川君。

## ○10番（鈴川和彦君）

先ほど町長、町のお金を使ってまでということを行いましたけど、独立行政法人をつくるということは、完全に町のお金がそこへ入るといふ、足らんだったら入るといふことで、そういうことを町長、当然そのときに説明を私も受けましたけど、公営企業と独立行政法人は若干違いますけど、似たようなところがあると思いますので、マイナスだったら当然、町の財産を入れていかないかんといふ話をそのとき聞きましたし、また確認もしました。

そういう中で、先ほどお金も使わないということで、寄附を一応もらっていますわね。一般財源へ入れたお金は町の財産で、町のお金を何百万、何がしかの金を使っていることで、そこらを間違えないようにしてください。寄附だで何をやってもいいという話は、

それは通じませんので。

それと、この中で、この事業に関して本当に夢を持った町民、議員の方々もいますけど、ここまで来て、1年半ですね。中間報告は全協で1回あっただけで、それに対しての報告はありませんでした。なおかつ予算もついていません。平成28年と29年、ことしも予算はついていません。そういう中で、私は反対したほうだからいいですけど、賛成してくれた議員の方々や期待を持った町民の方々に、町長は今の状況、今のこういう形を説明する責任があると思いますけど、その機会をどこかでつくって、やるのかやらないのか、それと何でやれんのか、そういうことをきっちり一回説明していただくようお願いします。そのことに関してはどうですか。

○議長（松本 保君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

28年9月、先ほど議員から質問させていただきましたときに答弁させていただきました。そのときは、提案者側はまだ私立大学を主体とした、そういうふうな形で検討していこうじゃないかということをお答えさせていただきました。

それから、その進捗状況につきましてのなかなか報告が思うようにないのでございまして、昨年12月4日ですが、それをあわせて今後どうしていこうという話を提案者側の自宅にお伺いしまして行ってきたわけでございます。

今、議員御指摘のとおり、期待を持っていただいた方、先生を信じてもらえた方、モンテ・カセム氏自身も一度そういうことのけじめをつけないけないと。それが我々の、議員の今後どう進めていくつもりかということに関しては、地方独立行政法人の手法は断念したと。じゃあそのほかにあるのかということに対しましては、あくまでも私自身が大学を招致する能力があるわけじゃございません。モンテ・カセム氏が1年をかけて南知多町を調べていただきまして、この町で何とかしたいという気持ちが、町長が私を要らないと言わない限りは頑張っただけですと、そういう状態でございますが、思うように進んでいないということが現実でございますので、その報告を含めまして、提案者側とともにそういう機会を設けるということに関しては約束してまいりました。ありがとうございます。

（10番議員挙手）

○議長（松本 保君）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

例えば総合計画、こう言っていますけど、総合計画に影響だとかそういうことは、実施計画に影響だとかそういうことは今後、仮にありましたら、その時点で早目に教えてくれるということですね。

それから、どこで決断を、この事業をやるのかやらんのかという、どういう基準で決断をするのか、1回教えてください。

○議長（松本 保君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

そもそも企業誘致というのは、我々が造成をした、例えば工場誘致なら、工場誘致ができる土地を造成しまして来てもらえませんかとか、それにいろんなインセンティブをつけて来てもらうとかいう方法がありますが、我々の地域は、そういうふうな形での工場誘致というのができる用地がございません。その中で、こういう形の大学ということが最終的にありましたけれども、大学院大学をきっかけにして、小さく産んで大きく育てていこうという企画等、そういうのがありましたら、今回のことを重々反省しまして、まず第一段階には役場の中で、少なくとも役場の仲間が町長やめておけという中を無理やりやるというような方法は、以後謹んでいかないかんと思っているのは肝に銘じております。

そういう中で、今後のまち・ひと・しごと総合戦略の中で影響があるようなものとして、3月18日に言ったのが、特区の関係もありましたけれども、この総合戦略の中で斬新的な取り組みという形でのものじゃありませんので、こういう一つ一つの企業誘致、あるいはそういうふうな大きな町民の生活を変えていくような、変わってしまうような計画につきましては、今回のことを重々反省しながら、もしそういうチャンスがあれば、二度とこういう形での御批判がないような進め方を会得しましたので、頑張ってまいりたいと思っております。

（10番議員挙手）

○議長（松本 保君）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

企業誘致の事業主ですね。まあ名前は言いませんけど、土地を取得しましたわね。今、その方ともコンタクトはありますか。

○議長（松本 保君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

直接的なコンタクトは、モンテ・カセム氏さんを通じてしかございませんが、現在、あそこの土地は資材置き場として、その先端技術として、「夢の扉」か何か出た、それが置いてあるようでございます。

あとは、企業として利益の追求とかいう中で、どういうふうにあれを利用されていかれて、展示場についてまだ今後進めるかどうかについては、その段階では、今はストップしている状態でございます。

（10番議員挙手）

○議長（松本 保君）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

じゃあ、企業の誘致の社長とは全然コンタクトはないということですね、今のところ。連絡はないということですね。

この問題、この仕事につきましては、作業をやろうと研究をされている段階でしたんですけど、余りにも抽象的過ぎて、それから何もそろってなくて、28年8月5日に私もモンテ・カセム先生と、それから来ていました康さんの話を聞きましたけど、彼らは独立行政法人は、うちは最初から言っていないということを康さんの口からはっきり言っていましたので、そのとき、何で町がという。多分、私の間違いかもしれませんが、ごめんなさいね。そのとき話をしたときに、そこから方向転換したと思いますけど、こちらもね。

土地の取得売買につきましても、それから今の進め方にしましても、今町長は反省しているということで、私はこれでいいですけど、今後十分気をつけて、みんなの町ですので、みんなの会社ですので、みんなで話し合っ、明らかにすることは必ず明らかにする、そういうことでやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上、終わります。

○議長（松本 保君）

以上で、鈴川和彦君の一般質問を終了いたします。

次に、5番、藤井満久君。

○5番（藤井満久君）

ただいま議長よりお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問事項の1．防災拠点施設の利用活用について。

平成27年度に日間賀島に、平成28年度に篠島に防災拠点施設を建設、整備していただき、改めてお礼申し上げます。

東北での震災以後、防災施設を島の高台に整備し、活用できるようになり、大変ありがたく考えています。今後は、両島の島民がより有効な利用を心がけて、大切に施設を活用していかなければと思っています。

そこで、以下の質問をします。

1－1、防災拠点施設に対して、南知多町としてどのような目的で整備していただいたのか、お聞かせください。

1－2、平常時にも島民が気軽に利用できる施設にするべきだと考えていますが、利用に際して制限はあるのでしょうか。

質問事項2．離島の消防団の活動について。

篠島、日間賀島の火災・防災については、これまでも島の消防団に重責を背負っていただけてきました。しかしながら、今後は少しでも消防団の活動と責任を軽減していくことを考えていくべきではないかと考えています。

また、今後は老人世帯がふえていく中で、緊急搬送の要請がふえていくのは必定です。そこで、以下の質問をします。

2－1、今後の離島の消防活動に対して、町としてどのように支援、協力を考えていますか。

2－2、島民が自分たちでできる緊急搬送に関しては、今後も今まで同様、島民の協力で搬送していただくことは可能だとは思いますが、老人世帯がふえていく中で、今までに想定できない不測の事態になることも考えられます。今後は南知多町に何らかの協力をお願いしたいと考えていますが、町としてはどのように考えているのか、お聞かせください。

以上で、壇上での質問を終わります。なお、再質問については自席にて行いますので、よろしく申し上げます。



○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

御質問 1－1、防災拠点施設に対して、南知多町としてどのような目的で整備していただいたのかについて答弁させていただきます。

東日本大震災を教訓として、地域における防災・減災対策の見直しを図る上で、高台に防災拠点施設を整備する必要が生じておりました。大規模災害時に、離島においては海上交通によるアクセスが絶たれ、早期の救援、救助が困難となる場合が想定されます。災害時に、町、消防団、自主防災組織などが一定期間継続して活動可能な施設として、また防災訓練など地域防災力を向上するための場として防災拠点施設を整備したものでございます。以上です。

それでは、御質問 1－2、平常時にも島民が気楽に利用できる施設にするべきだと考えていますが、利用に際しては制限があるのでしょうかについて答弁させていただきます。

施設整備に係る財源については、緊急防災・減災事業債を借りることになります。町にとっては有利な起債ではありますが、使用目的が防災関係事業に限られていることから、今後の利用に際しては、防災に関する会議など防災意識の向上となる範囲の中で、有効に活用していただきたいと考えております。以上です。

（5 番議員挙手）

○議長（松本 保君）

5 番、藤井君。

○5 番（藤井満久君）

防災拠点施設としての目的で利用・活用すべきことは理解した上で、あえて利用・活用の制限を緩和していただくことにより、施設の平常時の効果的な利用・活用を推進していただくことをお願いします。

答えは要りませんので、次の質問の答弁に移ってください。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

御質問 2－1、今後の離島の消防活動に対して、町としてどのように支援、協力を考

えていますか。御質問 2-2、緊急搬送に関して、今後は南知多町に何かの協力をお願いしたいと考えていますが、町としてどのように考えているのか、お聞かせくださいについて、関連がありますので一括して答弁をさせていただきます。

離島の消防団員におかれましては、火災や水難救助に備え、日ごろより消火訓練や消防施設の点検、海水浴場警備、救急患者の搬送など島の安全・安心のために活動していただき、大変感謝しております。

離島の消防救急体制については、消防団を中心に常備消防である知多南部消防署が支援する体制をとっています。また、大火災時の通報体制として、師崎地区分団、両島分団の応援体制が定められております。さらに、西尾市と南知多町の間で三河湾離島消防応援協定を結んで応援体制を整えております。

離島の消防活動に対しての支援、協力ですが、以前より知多南部消防署の署員の派遣などを検討してきましたが、夏季限定で海水浴場警備のため、土・日の派遣しか実現できておりませんでした。この4月から、平日の昼間に限定されますが、離島に2名ずつ職員が派遣される予定になりました。

離島での主な業務は、消防団と協力し、救急活動の支援活動を行います。また、重篤患者発生時にはドクターヘリ等の要請及び誘導、支援活動を実施します。水害、火災、その他の災害の警戒及び防御、救助業務におきましては、消防団と協力して活動し、指揮支援及び本部との情報連絡を行います。平常時には予防課と連携し、防火査察等の補助、応急手当等普及啓発活動及び消防団との連携訓練を実施します。

これにより、救急患者への初期対応の充実、消火活動の指揮徹底、消防団への指導などにより、消防団員の負担軽減並びに地域の防災力の向上が期待されます。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（松本 保君）

5番、藤井君。

○5番（藤井満久君）

防災拠点施設の建設をきっかけに、町としても離島の消防団の活動に対して理解を深めていただき、建設だけでなく人員の支援を考えていただけることに関しては、改めてお礼を申し上げます。

しかし、離島での消防団員は、ボランティアの域を超えた活動と重責を担ってくれています。そのことを踏まえた上で、町として、今の人員の支援に関して将来的にはもう

少し協力できるのか、どんな考えを持っているのか、お聞かせください。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

今後につきましては、緊急並びに消防体制をよりよいものにしていくために、地域の皆様方の意見をお聞きし、引き続きまして知多南部消防組合に対しまして要請をしていきたいと考えております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（松本 保君）

5番、藤井君。

○5番（藤井満久君）

ありがとうございます。

最後に、改めて石黒町長に、両島の消防団の活動と責任を軽減していただくために、一人でも多くの人的な支援をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（松本 保君）

以上で、藤井満久君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩は13時00分までといたします。

〔 休憩 11時43分 〕

〔 再開 13時00分 〕

○議長（松本 保君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

次に、4番、清水英勝君。

○4番（清水英勝君）

議長のお許しを得ましたので、一般質問を行わせていただきます。

質問事項の1といたしまして、町のごみ減量化計画について。

南知多町家庭系収集ごみ減量化基本計画では、ごみの減量化がより進められています。それに伴い、下記の質問をいたします。

1. ごみ減量化を進める目的、理由は何ですか。
2. 計画目標を達成するためには、家庭系ごみは現在よりどのくらい減らす必要がありますか。また、減量に一番効果のある対策は何ですか。

3. 平成29年10月よりミックスペーパーの回収を行う予定として、現在週3回の可燃物ごみ回収を週2回に減らすが、影響はないですか。

4. ごみ減量化基本計画では、平成34年度のごみ減量化目標値を家庭系ごみが4,766トン、事業系ごみが3,431トン、合計8,197トンとしています。この目標値で、中継施設、現在の知多南部クリーンセンターの許容量を超えてしまうようなことはないですか。

5. 愛知県のごみの平均リサイクル率は22.7%で、本町の現在のごみリサイクル率は10.7%であり、県平均の半分を下回っています。このリサイクル率を県平均値まで上げる対策は何か考えていますか。

6. ごみ減量化基本計画には、事業系生ごみ資源化の方法の提案を行うとあります。現在、町内で発生する魚アラの多くは、弥富市の魚アラ処理公社にて魚粉肥料として製品化されています。漁協、JAとも協力して、町内で魚アラを魚粉に加工し、販売する事業を行うことは、6次産業化事業推進にも適していると考えます。このような方法で、町内にて発生した事業系生ごみを再利用することはできないですか。

7. 役場庁舎内のごみの減量化については、何か考えているのですか。例えば、現在、役場からの連絡事項の伝達、議員等への連絡も紙ベースです。Eメール等を活用すれば、ごみの減量化、経費節減にもつながると考えます。また、町が発行している広報紙も希望者にはホームページ等での対応にすれば、ごみの減量化、経費節減につながります。今以上のペーパーレス化の取り組みはできないですか。

次に、大きな質問の2. 総合事業について。

平成29年4月から新しい地域包括ケアシステムの総合事業が始まります。この総合事業について、次の質問をします。

1. 新しく始まる総合事業とは、どのようなものですか。

2. 総合事業の一環として、どのような事業を地域住民に取り組んでもらいたいのですか。また、その事業を地域で取り組むためには、どのような仕組みが必要ですか。

3. これからは簡易なことは住民同士で助け合うことが必要と言われています。実際に町内でごみ出し等に不自由を感じている方、簡易な生活支援を必要としている方、老々介護で不自由をしている方は、それぞれ何人いるのですか。

4. 町内で認知症等が原因での徘徊者の通報・相談件数は年間何件ありますか。また、通報があった場合は、どこがどのような対応を行っていますか。

あと、自席におきまして再質問をとり行わせていただきます。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

それでは、ごみ減量化を進める目的は何ですかについて答弁させていただきます。

本町の平成26年度の家庭系ごみの排出量は1人1日当たり744グラムで、県内市町村の平均535グラムと比較して209グラム多い状況です。これは、県下54市町村のうち、排出量が多いほうから2番目、つまりワーストツーということで、平成23年度以降、ほぼ同じ状況にあります。こうした現状を踏まえ、本町としてもごみの減量化は喫緊の課題となっております。

また、半田市、常滑市、武豊町、美浜町及び南知多町の2市3町で、平成34年4月からごみの広域処理を行います。そのための新たなごみ焼却施設を武豊町内に建設する予定ではありますが、2市3町には現在、ごみ焼却施設が3施設ございまして、その処理能力は合計で1日当たり412.5トンであります。この規模の施設を建設する場合、約305億円という多大な建設費が必要となります。

このため、建設費の削減に向け、各市町が協力してごみの減量に努めることとし、焼却施設の1日当たりの処理能力を283トンに決定しました。これにより建設費は209億円となり、大幅削減が図られますが、知多南部広域環境組合から、この施設規模で処理可能なごみ量とするため、2市3町に対して平成34年度の目標値が示され、現在の約3割のごみの減量化・資源化が必要となります。

なお、ごみの減量、資源化は、限りある資源を有効活用し、資源循環型社会の実現に向けて必要な取り組みとして全国的に行われているものでございます。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

ありがとうございました。

目的の一つに今度の広域センターでの建設費の削減ということが今お答えにありましたけれども、広域での焼却炉建設の南知多町の負担金はお幾らぐらいですかと。そしてまた、現在のクリーンセンター、老朽化に伴いまして、もし町単独で建てかえる必要がある場合、幾らぐらいになるのですか。もし金額がわかれば教えてください。

○議長（松本 保君）

環境課長、宮地君。

○環境課長（宮地廣二君）

ただいまの清水議員から質問にありました、広域環境組合の焼却炉を建設した場合と本町単独で施設を建設した場合、本町の負担はどれぐらいになるかというような質問でしたが、まず焼却炉の建設については、あくまでも概算でございますが、先ほど厚生部長の答弁にもありましたが、広域環境組合で1日当たり283トンの処理能力を有した炉を建設した場合、209億円になります。この209億円というのは、現在、平成31年度稼働を目指している東部知多、大府、豊明、東浦、阿久比町の2市2町でございますが、そこが今200トン炉で148億円の焼却施設を建設中でございます。そういったところでいきますと、1トン当たり約7,400万ほどかかるのではないかとということで、それに283トンを掛けまして209億円の焼却炉の建設費になるのではないかとことを考えております。

このうち3分の1は国からの交付金が交付されますので、知多南部2市3町における南知多町の出資金として負担する額は、建設費の割合、これは均等割が1、人口割が9ということで、南知多町の場合はそれでいきますと負担率が約8.2%になるということになりますので、それでいきますと、209億円から3分の1を引いた残り140億円に対して南知多町の8.2%でいきますと約11億5,000万円というふうになります。

また、これに対して南知多町がもし単独で焼却炉を建設した場合は、現在の処理量で計算しますと1日当たり35トンの炉をつくらなければならないという中で、建設費用は約26億円となります。

なお、町単独で建設した場合には国からの交付金は対象外ということでもらえません。全額町負担するという形になります。このため、2市3町の広域処理と比較しまして約14億5,000万円の負担増となるものと思われまます。以上でございます。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

そうしますと、広域の焼却炉、そちらのほうにすると税金が14億5,000万円節税できると、そういう答えだと理解しました。

そして、仮に今現在のクリーンセンター、建てかえないといけないとしましたら、大体いつごろが建てかえ時期になるのでしょうか。

○議長（松本 保君）

環境課長、宮地君。

○環境課長（宮地廣二君）

現在の知多南部クリーンセンターの焼却炉の耐用年数、これをこのまま使っていたらいつごろ更新になるかということだと思います。

一般的には、焼却炉の耐用年数というのは20年と言われております。定期的な修繕を行えば、さらに約10年は延命が図れるのではないかというふうにも言われております。そういったことで、知多南部クリーンセンターの焼却炉は平成10年度から供用が開始されておりますので、現在のように定期的な修繕工事を行いながら使用した場合、平成40年度に更新予定になるものと思われま

しかし、使用年数に比例しましてメンテナンス費用も増大するとともに、また大規模な修繕工事が必要となるというふうに思っております。よろしくお願ひします。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

そうすると、広域センターでは平成34年が稼働時期ということで、そのときまでに建設の負担金として11億払うほうがいいのか、平成40年度に町単独でクリーンセンターを建てかえて、それが26億ですから、そういうふうにしたほうがいいのか、そういうことの考えのもとで広域センターのほうがいいと、そういう理解をさせていただきました。

次の質問をお願いいたします。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

御質問1-2、計画目標を達成するためには、家庭系ごみは現在よりどのくらい減らす必要がありますか。また、減量に一番効果のある対策は何ですかについて答弁させていただきます。

本町の家庭系ごみの減量目標値については、平成26年度の実績が6,171トンで、平成

34年度の目標値が4,766トンとされていますので、1,405トンの減量が必要となります。これを1日1人当たりのごみ量であらわしますと、平成26年度の実績が744グラム、平成34年度の目標値が573グラムですので、171グラムの減量が必要となります。

減量に効果のある対策ですが、知多南部衛生組合により平成28年11月に実施された可燃ごみの組成分析結果によりますと、ごみ重量の約45%は水分であり、このため各家庭での水切りが重要となり、今後も水切りネットの配付や啓発活動を行ってまいります。

また、全国的に減量効果が確認されている対策といたしましては、家庭系ごみの有料化がございします。有料化の効果といたしましては、指定ごみ袋の料金が低いほど減量効果も高くなっており、指定ごみ袋を1枚当たり30円から60円で販売している自治体では約13%の減量効果があったとされています。これを本町に当てはめると、年間約800トンの減量が見込まれます。以上です。

(4番議員挙手)

○議長(松本 保君)

4番、清水君。

○4番(清水英勝君)

今の水切りネットと、それから有料化、これ以外に何か取り組みは考えてみえるのですか。

○議長(松本 保君)

環境課長、宮地君。

○環境課長(宮地廣二君)

生ごみの減量化ということで、現在、水切りは皆さんに特にお願いしておるところありますが、ほかに電動生ごみ処理機、また生ごみ堆肥化容器、いわゆるコンポストでございしますが、そういったものを利用して生ごみの減量化に努めていただくようお願いしております。こうしたコンポストなどを町内の販売店で購入していただきました場合には、補助金も出しておるといことでございします。

こうした周知につきましては、町広報におきましても年に2回の広報を行っており、またこのほかにもアスパを役場本庁環境課事務室の前ですとか各サービスセンターの窓口で無料で配布しております。毎年11月の町の産業まつりの会場におきましても、こうした啓発と無料配布を行っているところでございします。以上です。

(4番議員挙手)



○議長（松本 保君）

4 番、清水君。

○4 番（清水英勝君）

今、コンポストでの家庭系ごみの生ごみ堆肥化というお話がありましたけれども、実際、私の周辺で見ましても、なかなかコンポストで家庭系生ごみを堆肥化している家庭は少ないんじゃないかと思います。

私なりにその一つを考えますと、私も家庭菜園とかを持っておりません。そういう家が堆肥をつくった場合、その使い道がないということで普及が進まないのではないかなとも考えております。

それで、近隣の市町でいきますと、豊明市においては市のほうが堆肥センターというのを運営しておりまして、市民の方が生ごみを持ってきて、そこで堆肥化して、JA等と提携を組んで肥料としてあっせんしている、そういう取り組みをしているところもございます。

ですから、このようなコンポストのそういうまた推進していただける、そういう何か推進方法も考えていただけないかと、町内でそのようなことができないのはどのような理由かなと、もしお答えできればお願いいたします。

○議長（松本 保君）

環境課長、宮地君。

○環境課長（宮地廣二君）

なかなか堆肥をつくってもそれを入れる場所、使う場所がないということがありますが、一般に家庭から排出される生ごみを堆肥化したものにつきましては品質の均一化や一定の安定的な供給が難しい、こういったことから、農家など、ほかの人にとってはとても利用しづらいのではないかという状況にあると思います。

そういったことで、あっせんは難しいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

（4 番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4 番、清水君。

○4 番（清水英勝君）

また一度、豊明市等へ行っていただきまして、研究できることがありましたら研究し

ていただきたいなと思っております。

次の質問をお願いいたします。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

御質問1-3、平成29年10月よりミックスペーパーの回収を行う予定とし、週3回の可燃ごみ回収を週2回に減らすが、影響はないかについて答弁させていただきます。

本年10月から、今まで可燃ごみ用の指定ごみ袋の中に可燃ごみとして排出していた食品の箱や封筒などのリサイクル可能な紙を可燃ごみとは別にミックスペーパー用の袋に分別し、収集日にごみ集積場へ排出していただく方法で収集を開始する予定であります。

そのため、今まで週3回あった可燃ごみの収集が週2回となり、長年の習慣が変わることにより、当初は不安や御不便をおかけすることもあるかと思いますが、収集日減少による影響が少なくなるよう、今まで収集を行っていなかった祝日も収集を行うこととし、週2回の収集日を確保いたします。

また、リサイクル可能な紙やプラスチックなどを資源ごみとして分別収集している先進自治体におきましても、可燃ごみの収集を週2回としており、愛知県内で可燃ごみを週3回収集している市町村は南知多町と美浜町のみとなっておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

ちなみに、ミックスペーパーというのはどのような種類をいうんですか。なかなかイメージが湧いてこないんですけれども。

そしてまた、そのミックスペーパーというのを住民に周知する方法は何か考えてみえるのでしょうか。

○議長（松本 保君）

環境課長、宮地君。

○環境課長（宮地廣二君）

ただいまのミックスペーパーとは一体どんなものか、また住民の皆さんへの周知はど

のように行くかというようなことでございます。

まずミックスペーパーとはで、雑紙と表現する場合がありますが、現在、町内各地で月2回実施していただいております分別収集で行っている新聞、雑誌、ダンボール、また牛乳パック、そういったものはこれまでと同じように分別収集へ出していただきたい。それから、汚れた紙、においの強い紙、こういったもの。先ほどの資源で今出しているものと汚れたもの、またにおいの強い紙、こういったもの以外の紙ということになっております。具体的には、包装紙、封筒、はがき、カレンダー、レシート、写真など、ほとんどの紙類が対象ということになります。

反対に、ミックスペーパーの対象にならないということは、先ほど言いました汚れた紙ということで、鼻などをかんだ使ったティッシュペーパーですとか、台所で使ったキッチンペーパー、こういったものは汚れた紙ということで出さないでいただきたい、今までどおり可燃ごみとして出していただきたいということでございます。

また、あとにおいの強い紙というのは、洗濯洗剤や石けん、また線香など、そういったものを包まれた箱や包み紙、そういったものはにおいの強いというところで除外していただきまして、可燃ごみの袋のほうへ出していただけたらというふうに思っております。

なお、住民の皆様への周知につきましては、現在、そうしたミックスペーパーの出し方、先ほどから言っている、実際にどういったものがあるかというようなことも含めた、そういった出し方のチラシを今作成しておりますので、このチラシを本年5月中に各世帯のほうへ配付させていただきまして、翌6月ぐらいから各地におきまして住民説明会を開催させていただき、周知を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

(4番議員挙手)

○議長(松本 保君)

4番、清水君。

○4番(清水英勝君)

ありがとうございます。

住民への周知ということですがけれども、今、ミックスペーパーの分別、種類を聞いたんですけど、なかなか本当に難しいなと思っております。

そして、住民への周知ということで、半田市では地域ボランティアの人たちが自主的

になって分別回収に努めて、それを目的にして活動しておるということを知りました。ぜひとも我が町でも、まちづくり協議会とか、そういうところが中心になって、この分別回収が行われればいいかなと思っております。

このミックスペーパー収集開始によりまして、回収量というのは年間どれぐらいを見込んであるわけでしょうか。

○議長（松本 保君）

環境課長、宮地君。

○環境課長（宮地廣二君）

ミックスペーパーの年間の回収量というところでございますが、これまで既に行われている先進の事例を見ますと、ミックスペーパーは人口1万人当たり年間約100トンの回収ができるというふうに言われております。本町では、そうしたことから、年間約190トンの回収を見込んでおります。以上でございます。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

そうすると、ミックスペーパーで190トン、そして家庭系ごみの有料化を行うことによって800トンほどということになりますと、最初の回答の中でありました減量目標値1,405トンにまだ達していないんですけれども、あと400トンぐらいはどのように対策されるのでしょうか。

○議長（松本 保君）

環境課長、宮地君。

○環境課長（宮地廣二君）

目標値であります約1,405トンの家庭ごみの減量化ということで、先ほど清水議員が言われましたとおり、有料化の関係で約800トン、ミックスペーパーの収集で190トン、あと残りということになると415トンとなりますが、これにつきましては、今考えておるのは、本町は特に多いんですが、刈り草、草木、そういったものの堆肥化ということで415トンの減量をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○4番（清水英勝君）

次の質問をお願いします。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

御質問1－4、ごみ処理基本計画の目標値で、中継施設の許容量を超えてしまうようなことはないですかについて答弁させていただきます。

家庭系収集ごみ減量化基本計画の平成34年度の目標値は、家庭系ごみが年間4,766トン、事業系ごみが年間3,431トン、合計8,197トンとしており、これは南知多町全体の数値であり、この数値には新しく建設する知多南部広域環境センターにパッカー車等で直接運び込むごみを含んでおりますので、知多南部クリーンセンター内に開設される予定のごみ中継施設で受け入れるごみは、収集運搬業者が搬入するごみを除き、個人が直接持ち込む家庭系一般廃棄物と事業者個人が直接持ち込む少量の事業系一般廃棄物のみを予定しているため、中継施設の許容量を超えることはないものと考えています。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

パッカー車で直接収集したやつは広域センターに直接持っていき、あと個人での持ち込みのみのごみだけが中継施設ということになりますと、多分数量も大分減って、現在の施設より相当小さな縮小した施設で賄えるのかなと考えております。

次の質問をお願いいたします。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

御質問1－5、リサイクル率を県平均値まで上げる対策は何か考えていますかについて答弁させていただきます。

本町のリサイクル率が低い要因といたしましては、資源ごみとしてリサイクル可能なものが可燃ごみとして焼却処理されていることにあります。

このため、御質問1－3で答弁させていただいたように、10月よりミックスペーパーの収集を開始する予定であります。

また、将来的には、刈り草の堆肥化や例えば食品トレーなどのリサイクル可能なプラスチック等を分別収集することにより、ごみの減量化とリサイクル率の向上が図られるよう調査・研究していきたいと考えております。以上です。

(4 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4 番、清水君。

○4 番（清水英勝君）

このリサイクル率というのは、どういう計算方法で出てくるものなのでしょうか。

○議長（松本 保君）

環境課長、宮地君。

○環境課長（宮地廣二君）

リサイクル率はどのように算出されるかということですが、リサイクル率は町全体として資源回収しました新聞、雑誌、また段ボール、また空き缶やペットボトルなど、これらのごみの総量を全体のごみ量で割って算出するということですが、そのために、資源回収の総量が同じであっても、ごみの総量が少なくなればリサイクルの率は高くなるということですが、以上でございます。

(4 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4 番、清水君。

○4 番（清水英勝君）

分母がごみの総量ですから、減量化して分母が小さくなればリサイクル率が上がってくと、そういうことだと今わかりました。

次の質問をお願いいたします。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

御質問 1 - 6、漁協・JAとも協力して、町内で魚アラを魚粉に加工して販売する事業を行うことは 6 次産業化事業推進にも適していると考えます。このような方法で、町内にて発生した事業系ごみを再利用することはできないかについて答弁させていただきます。

魚のアラの処理、加工には悪臭及び汚水の発生が伴います。公益財団法人魚アラ処理公社は、弥富市の港湾部にあり、周辺に住宅地はなく、倉庫、工場のみであります。厳重な悪臭、汚水処理対策を行っております。これを町内に建設した場合には、住宅地に近くなり、悪臭、汚水処理対策のため、魚アラ処理公社以上の設備を求められることになり、多大な費用が必要になると考えられます。

また、魚アラ処理公社には、平成27年度決算で愛知県及び名古屋市などから約1億1,000万円の補助金が交付されておりました。この補助金が収入の45%を占めています。

これらの状況を勘案いたしますと、本町で魚アラの処理加工場の運営及び支援は困難であると思われまます。以上です。

(4番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

建設費用が多大になるということと、あと年間たくさんのお金を補助金として出さな  
いけないからちょっと無理ということでもありますけれども、事業系のごみに関しては、  
広域センターのごみ処理料を値上げして、そして広域に入れる量をできるだけ民間にと  
いう、そういう施策のように思われます。そうすると、南知多町全体で出る事業系のご  
みの量というのは減量化されないのではないのかと思います。

仮に、事業者の方でリサイクルとか、それからごみの再資源化に取り組んでいる業者  
の方も多数見えると思うんですけれども、そういう人たちをふやして減量化を進めるた  
めにも、そういう事業者の方には何らかの支援とか優遇措置、そういうことをすること  
はできないんでしょうか。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

事業系ごみの減量化・資源化についても何らかの対策をする必要があるものと考えて  
おりますので、今後、そうした事業者の方々への支援についても、また方法につきまし  
ても調査研究を行って、皆さんの御意見をお聞きしたいと考えておりますので、よろし  
くお願いいたします。

(4番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4 番、清水君。

○4 番（清水英勝君）

ぜひとも事業系のごみ減量化に進むように、そういう支援、優遇措置、考えていただきたいと願っております。

次の質問をお願いいたします。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

御質問1-7、役場庁舎内のごみ減量化については何か考えているのですか。例えば、現在、役場からの連絡事項の伝達、議員等への連絡も紙ベースです。Eメール等を活用すれば、ごみ減量化、経費節減にもつながると考えますについて答弁をさせていただきます。

役場においては、昨年度、ペーパーレス化推進のため、文書管理ソフトやタブレット端末を導入し、役場内の会議資料のペーパーレス化を推進しております。

また、今まで可燃ごみとして焼却処分していた保存期間終了後の公文書につきましても、平成29年度から古紙再生業者による資源化を予定しております。

加えて、Eメールによる通知につきましては、特定された小数の方々であれば可能と考えますが、対象が多数になると送達の確認などの問題があると考えておりますので、セキュリティーも含めて、今後検討してまいりたいと思います。

なお、町広報紙につきましては、現在、配付を区に依頼し、隣組などにより配付されており、隣人とのつながりや独居高齢者等の見守りの役割を果たしている部分があるため、紙ベースによる配付の継続を考えております。以上です。

（4 番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4 番、清水君。

○4 番（清水英勝君）

平成29年度からは古紙再生業者による資源化を考えておるといことなんですけれども、今まで過去の多分多大な文書類が出ていると思うんですけれども、その処理はどのようにされていたんでしょうか。



○議長（松本 保君）

総務課長、中川君。

○総務課長（中川昌一君）

これまで役場の文書につきましては、保存年限が過ぎますと、年1回ですが、衛生組合のほうへ、炉のほうに行って燃やしたという状況がございます。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

その処理費というのは、事業系ごみになるわけですから、有料で処理されていたということですか。

○議長（松本 保君）

環境課長、宮地君。

○環境課長（宮地廣二君）

役場の出しておりました廃棄文書等の処理におきましては、この処理手数料、これは知多南部衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の第12条の一般廃棄物処理手数料の減免規定及び同条例施行規則第10条第1号に規定する手数料の減免等の対象として、組合町の機関である本町役場は無料となっておりますので払っておりません。以上でございます。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

やはり無料だとなかなか減量化の意識も進まないと思いますので、29年度からは再生業者による再資源化に取り組まれるということですので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

そして、町民全員の意識向上のため、そして南知多町のごみを減らすためにも、毎年町内のごみの搬出量、こういうのを広報等で公表することはできないのでしょうか。

○議長（松本 保君）

環境課長、宮地君。

○環境課長（宮地廣二君）

毎年、町広報紙2月1日号によりまして、知多南部衛生組合の決算という内容で掲載を行っております。そのときにあわせて、前年度のごみの処理量、これについては公表しておりますが、ちょっと見にくいかなど。内容的にももう少し他の市町のものを参考にして、より見やすく、わかりやすい、そういった掲載を今後調査・研究して、住民の皆様にごみの減量化についての意識の向上を図ってまいりたいと思っております。

なお、昨年10月に南知多町家庭系収集ごみ減量化基本計画を策定しまして、今後のごみ減量化の方針を示させていただいておりますが、現在、具体的な年次及びその取り組みの内容等を記しました同実施計画を策定しております。これに基づきまして、美浜町及び知多南部衛生組合の3者で歩調を合わせまして、ごみの減量、資源化に取り組んでいきたいと考えております。この実施計画の策定ができましたなら、新年度のできるだけ早い時期に、議員の皆さんをはじめ、町民の皆様方にお知らせし、御理解と御協力を賜りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

どうもありがとうございました。

今までのお話を聞きますと、水切りネットにより水分を生ごみからとるのが一番効果的かと思います。ぜひとも学校教育の中でもそういうごみの減量化、それに取り組んでいただきまして、子供たちの意識の中からも減量に対するそういう考えが出てくる、そういうことをしていただきたいなと思っております。

次の総合事業のほうをお願いいたします。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

それでは続きまして、2. 総合事業について。

御質問2-1、新しく始まる総合事業とはどのようなものですかにつきまして答弁させていただきます。

団塊の世代と呼ばれる昭和22年から24年生まれの方々が全て75歳以上となる2025年に

は、要介護認定者数が大幅に増加することが見込まれます。この2025年を目標に、高齢者がいつまでも住みなれた地域で暮らし続けられる社会を実現するために、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築していきます。そのための取り組みの一つが総合事業でございます。

介護保険制度には、要介護の方が受ける介護給付と要支援の方が受ける介護予防給付がございます。介護予防給付のうちの訪問介護と通所介護が町の事業に移行いたしまして、内容や単価を見直し、要支援の利用者に適した訪問型サービスと通所型サービスとして提供することになります。また、現行の1次予防・2次予防などの介護予防事業は、一般介護予防事業として全ての高齢者が利用できるようになります。この介護予防給付から切り離されたサービスや一般介護予防事業を総称して総合事業といいます。以上です。お願いいたします。

○4番（清水英勝君）

次の質問をお願いします。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

御質問2-2、総合事業の一環として、どのような事業を地域住民に取り組んでもらいたいですか。地域で取り組むためにはどのような仕組みが必要ですかにつきまして答弁させていただきます。

既存の訪問介護事業所による訪問介護に加え、ボランティアなどの住民主体によるごみ出し支援、NPOや民間事業者による掃除、洗濯などの生活支援サービスを提供できる体制ができればと考えております。

また、通所介護も同様に、既存の通所介護事業所による通所介護に加え、住民主体による自主的な通いの場づくりなどの通所介護サービスが提供できる体制ができればと考えております。

また、そうした体制づくりに地域で取り組んでもらうために必要な仕組みは、生活支援コーディネーターなど、取り組みを先導してくれる人材の配置が必要であり、人材育成に努めてまいります。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

地域でもしそういうごみ出しの手伝いとか簡易なことの支援をしようとする、そういう住民の皆様の組織ができた場合、その人たちに対する何らかの支援、例えば活動資金とか、そういうものは何か考えてみえるんですか。それとも、何らかほかの形で支援する方法があるんでしょうか。

○議長（松本 保君）

保健介護課長、滝本君。

○保健介護課長（滝本 功君）

今、議員のおっしゃられます、そういった取り組みが、総合事業の中での事業ということであれば総合事業の中での支出も可能でございますので、そういったことであれば、そういった形での支援ということはできると考えております。

○4番（清水英勝君）

次の質問をお願いします。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

御質問2-3、ごみ出し等に不自由を感じている方、簡単な生活支援を必要としている方、老々介護で不自由をしている方は、それぞれ何人いるのですかにつきまして答弁させていただきます。

現段階では町内の実態を把握できておりませんが、包括支援センターで把握している要支援者約180人のうち、30人が訪問介護を利用しております。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

本当にプライバシーの問題等で困難なところもあるかもしれないんですけども、多分町内にごみ出しで苦勞しておる方もいるんだろうとか、それからあと生活支援が必要な方もいるんじゃないかなという、その程度しか私も実態がわかりません。ぜひとも、実態があってから、実態がないとなかなか、山海地区に何人いて、どういうふうにした

らいいのかと、それを考えるわけにもいかないもんですから、やっぱり実態というのは調べたほうがいいんじゃないかなと思います。

次の質問をお願いいたします。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

御質問 2 - 4 の町内で認知症等が原因での徘徊者の通報・相談件数は年間何件ありますかにつきまして答弁させていただきます。

今年度において、2月途中までに地域包括支援センターへ家族や警察等から通報や相談があったのは6件でございます。

通報があった場合には、保健介護課の職員が本人や家族とかかわりながら、認知症関連の病院受診や要介護認定を勧め、介護保険サービスの利用により支援できる体制を整えております。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

通報・相談件数6件ということですがけれども、この6件が多いのか少ないのか、私も判断がつかないんですけれども、仮にそういう通報・相談があったとき、地域住民のボランティアの活用とか、それから今スマホがすごくはっております。防犯メールの活用、それから防災無線の活用等、こういうことは利用できないんでしょうか。

○議長（松本 保君）

保健介護課長、滝本君。

○保健介護課長（滝本 功君）

今、議員のおっしゃられました防犯メールとか、そういったことはまだ今後検討をして、現在は町のそういった体制の中では利用していないんですけれども、今後はそういった必要性もあるかと思っております。

そして、認知症の人がそういった通報があつて町内で困っているような状況になったような場合、地域包括ケアシステムという基本的な考え方が、できる限り住みなれた地域で暮らし続けていけるような社会の実現を目指すというところで、そのために地域の

住民の皆さんにも支援をお願いすることも今後当然出てまいりと思っております。支援を必要とする高齢者を地域で見守っていこうという住民意識を持ってもらうことが必要であると考えております。

そのきっかけとして、今後も行政と社会福祉協議会が協力して、地域での円卓会議ですとか地域ケア会議などを開催して、地域の皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。

また、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援する認知症サポーター、こういった方々の養成にも努めていきます。そういったことで、地域でできることから協力をしていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(4番議員挙手)

○議長（松本 保君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

今、課長の答弁の中でも住民による意識の向上という言葉がありました。これは、ごみの問題、そして総合事業に関しまして、今回、問題を考える当たりまして、私もやっぱり住民意識の向上というのが一番大事じゃないかなと。半田市やなんかではボランティアの人たちが自分たちで分別処理をして活動している、そして総合事業におきまして高浜市とかそういうところでは自分たちで進んでやっている、そういう進んでいるところがあると思います。

ぜひとも住民意識の向上、これが町長がいつも言われておる日本一住みやすいまちづくりにつながっていくんではないかと考えているんですけども、ぜひともこの住民意識が向上する、そういう取り組みを町の皆さんも一緒になって考えていただきたいなど、そう思っております。

これもちまして、質問を終わらせてもらいます。

○議長（松本 保君）

以上で、清水英勝君の一般質問を終了いたします。

次に、7番、吉原一治君。

○7番（吉原一治君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1. 豊浜地区の保育所整備について。

かつて豊浜地区には、中州、豊浦、かるも保育所の3つの公立保育所と私立の須佐保育園の4施設が設置されていましたが、今ではかるも保育所一つに統合され、豊浜地区、豊丘地区の全域から園児が通っています。

4カ所もの施設が一つに統合され、多くの児童は自動車で保護者が送迎している状況ですが、かるも保育所には十分な駐車場所が確保されておらず、通園に使われる道路も道幅が狭く、不便な上、交通事故の危険性もあります。

保育所への通園環境の整備については、町や県に対して要望してきて、道路の拡張や駐車場の拡張などの対策をとっていただきましたが、抜本的な解決にはなっていません。

子育て支援の充実は、住みよいまちの条件とも言える施策です。保育所の施設統合によって合理化を進めてきた一方で、施設の充実や通園路を含めた保育環境の改善にも力を入れてほしいと思います。

そこで、豊浜地区の保育環境の整備について、以下の質問をいたします。

1. 豊浜地区の保育所統廃合の経過はどうか。

2. かるも保育所の施設の建築年と施設規模、園庭の面積や送迎用の駐車場の面積はどうか。

3. 現在の通園園児数及びその推移はどうか。

4. 園児1人当たりの保育室や園庭の面積はどうか。また、ほかの保育所と比較してどうか。

5. 保育所の統合後、かるも保育所の施設整備はどのように行ってきたか。

6. 今後、かるも保育所の施設や環境整備の計画はあるか。また、ほかの場所への移転を考えているか。

大きな2番です。地域に密着した公共施設の整備について。

町の公共施設は、長い期間にわたって使用されるものであり、取得の費用のみならず、その維持管理に係る費用は町の財政にとっても長期にわたって大きな負担となります。

そのことから、豊浜にある町公民館の建てかえを含む施設整備については、前の議会においても、広く長期的な視野を持って検討されるよう求めたところでした。

また、同時に、公共施設はこのような大きな財政負担を伴って整備されるものですから、その機能が十分発揮され、地域の人たちの使いやすい施設であることも必要だと思います。

そこで、豊浜地区の公共施設整備について、地域の意見の把握状況についてをお聞きします。

1. 町公民館の整備について、地域住民の意見を把握しているか。

2. 町公民館整備に係る町での検討状況はどうか。

以上、答弁をお願いします。

再質問は大きいごとにまとめて行いますので、よろしくをお願いします。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

御質問1-1、豊浜地区の保育所統廃合の経過はどうかにつきまして答弁させていただきます。

豊浜地区には、かるも保育所のほかに、以前は中州保育所、豊浦保育所及び私立の須佐保育園がございましたが、中州保育所は、平成15年4月1日から休園し、平成26年度末で廃園しております。

また、豊浦保育所は、平成17年4月1日から休園し、平成26年度末で廃園しております。

この豊浦保育所の休園にあわせまして、平成17年4月1日から、かるも保育所の定員を80名から100名に改正しております。

なお、私立の須佐保育園は、平成21年4月1日から休園となり、平成23年度末で廃園となっております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（松本 保君）

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

保育園に通っている園児の保護者の意見などはどのように保育に反映させる仕組みになっているのでしょうか。

また、これまでの保護者からの施設に対する要望などはありましたか。

○議長（松本 保君）

福祉課長、神谷君。

○福祉課長（神谷和伸君）



毎年、年に1度、保育所運営委員会というのを開催しておりまして、その委員の1人にそれぞれ各保育園の保護者会の代表者の方に委員になっていただきまして、その場でそれぞれ意見をいただいております。

あと、要望はということではありますが、今回、かるも保育所につきましては、保護者会からではなくて、豊浜地区区長会から要望がありまして、施設がいっぱいとかありますので、新しく移転をとという要望はいただいております。以上であります。

**○議長（松本 保君）**

厚生部長、柴田君。

**○厚生部長（柴田幸員君）**

それでは続きまして、御質問1-2、かるも保育所の施設の建築年と施設規模、園庭の面積や送迎用の駐車場の面積はどうかにつきまして答弁させていただきます。

かるも保育所の園舎は、昭和54年3月の建築で、建物の延べ面積は599.25平方メートルであります。敷地面積は2,211平方メートルで、このうち園庭の面積は810平方メートルで、保護者の送迎用駐車場の面積は315平方メートルであります。

続きまして、1-3、現在の通園児童数及びその推移はどうかにつきまして答弁させていただきます。

かるも保育所の平成29年2月1日現在の入所児童数は93人であります。かるも保育所の毎年4月1日現在の入所児童数の推移につきましては、中州保育所が休園となる前年の平成14年は48人、休園となりました平成15年は72人で、豊浦保育所が休園なる前年の平成16年は81人、休園となりました平成17年は98人であります。また、須佐保育所が休園となる前年の平成20年は100人、休園となりました平成21年は102人で、平成22年以降につきましては、平成23年の82人が最も少ない人数で、毎年定員の100人に近い人数でありました。

続きまして、御質問1-4、園児1人当たりの保育室や園庭の面積はどうか。また、ほかの保育所と比較してどうかにつきまして答弁させていただきます。

平成28年4月1日現在の入所児童数1人当たりの保育室の面積は、かるも保育所は2.13平方メートルで、内海保育所3.52平方メートル、大井保育所6.16平方メートル、師崎保育所8.33平方メートル及び日間賀保育所4.86平方メートルでありますので、町立の5保育所の中で最も狭い状況であります。

また、平成28年4月1日現在の入所児童数1人当たりの園庭の面積も、かるも保育所

は8.35平方メートルで、内海保育所11.38平方メートル、大井保育所13.09平方メートル、師崎保育所11.68平方メートル及び日間賀保育所18.95平方メートルでありますので、町立の5保育所の中で最も狭い状況であります。

なお、国が定めた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準では、保育室の面積は児童1人当たり1.98平方メートル以上で、園庭の面積は児童1人当たり3.3平方メートル以上とされておりまして、基準を満たしている状況でございます。

続きまして、御質問1-5、保育所の統合後、かるも保育所の施設整備をどのように行ってきたかにつきまして答弁させていただきます。

平成15年度から休園する中州保育所の園児を受け入れるために、平成14年度に調理室、網戸、トイレ、手洗いなどの改修工事を行っております。

また、平成17年度から休園する豊浦保育所の園児を受け入れるために、平成16年度に進入路拡幅工事や床、天井、便器補修取りかえなどを行っております。

さらに、平成21年度から休園する須佐保育園の園児を受け入れるために、平成20年度に保育室、トイレ、調理室等改修工事、空調設備工事などを行っております。

施設整備としましては、これらのほかに平成15年度に2歳児室のエアコン設置工事、平成17年度に駐車場整備工事、18年度に床修繕工事、23年度に駐車場舗装工事などを行っており、優先度を考慮して、限られた予算の範囲内で修繕を行っております。

御質問1-6、今後のかるも保育所の施設や環境整備の計画はあるか。また、ほかの場所へ移転を考えているかにつきまして答弁させていただきます。

かるも保育所は、先ほど答弁させていただきましたとおり、昭和54年3月の建築後、37年を経過し、老朽化が進んでいますが、必要に応じて修繕をしておりますので、現在のところ大規模改修の計画はございません。

また、かるも保育所のほかの場所への移転を考えているかについては、町といたしましては、今のところ移転する計画は持っていません。

しかし、かるも保育所だけでなく、本町の保育所はどれも老朽化が進んでおり、今後につきましては、町全体の保育所の配置のあり方や町の財政状況などを考慮しながら検討していく必要があるかと考えております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長(松本 保君)

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

ありがとうございました。

とにかく地域の大事な子供を預かっていますから、子供を第一に考えて、いい保育ができるようにお願いします。

次の質問をお願いします。

○議長（松本 保君）

教育部長、内田君。

○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）

御質問2-1、町公民館の整備について、地域住民の意見を把握しているかにつきまして答弁をさせていただきます。

御承知のとおり、町公民館は、現在、通常の公民館としての利用のほか、豊浜地区の事務局、豊浜まちづくり会の事務局、町文化協会の事務局、豊浜鯛祭り太鼓打ち着物保存会による着物保存・収納場所として利用をいただいているところであります。

町公民館は、老朽化により外壁、階段室、廊下の壁、窓ガラス等の破損が目立つことや主要な会議室が3階にあることから、町公民館の利用者からは利用に対する不安や使い勝手の悪さの声を聞いたことはあります。

御質問2-2の町公民館整備に係る町での検討状況につきまして答弁をさせていただきます。

町公民館の環境整備関係の工事としましては、昨年度、平成27年度において、1階男女トイレの洋式化工事、そして今年度は2階和室の畳がえを実施させていただきました。

来年度、29年度予算におきましては、危険防止対策の観点から、町公民館の外壁改修・建具補修工事としまして554万8,000円を計上させていただきました。よろしく願いいたします。

（7番議員挙手）

○議長（松本 保君）

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

ありがとうございます。

この件につきましては私も無理な要望だと思っておりますけど、しかし今、豊浜地区では、あの施設が本当に必要なのかということで、今回、豊浜全体で話をしましたとこ

ろ、今度、区長会が主として豊浜まちづくり会、それから商工会、観光協会、そして豊浜漁協さんも仲間に入ってのお話をしました。そうした観点から、町のほうへ嘆願書を出すかということで、今、まとまりました。近いうちに区長会長から来るとは思いますが、ぜひ真剣にもう一度考え直して、使いやすい公民館、豊浜が自由に使える公民館が皆さん欲しいとの話でしたので、ぜひ町としても再度検討してもらいたいと思います。

こういう地域の密着した施設のあり方については、この施設を利用する地域への意見を聞きながら、あり方、考え方、前にも言わせてもらいましたが、地域にどういう施設が欲しいのかは地域の方が考えてくれています。町としても老朽化や維持管理の費用の面からも危機感を持っていると思います。公共施設の今後の整備や維持管理の方法について、最後ですが、町長、ひとつお願いします。

**○議長（松本 保君）**

町長、石黒君。

**○町長（石黒和彦君）**

12月議会に続きまして、吉原議員から町公民館についての御意見を賜っております。

先ほどお聞きしましたところ、豊浜地区全体での協議がなされた上で、嘆願書か要望書をいただけるということをお聞きいたしました。

12月の答弁のときにも申し上げましたが、先日、議員の皆様方に、まだ概要でございますが、公共施設等総合管理計画の今までのできた中での資料をお見せさせていただきました中で、多くの公共施設等が老朽化しているということの共有は皆様とできたと存じます。

その中で、長く使えるように頑張っていくか、あるいは余りにも修繕費が多くかかっていって、壊す以外ないじゃないかというものもあわせて、再配置を今から検討していく中で、今回御指摘いただきました町公民館につきましては最低限のもの、その最低限のものが何かといいますと、今3団体と豊浜の宝物であります太鼓打ちの着物の保存がされておりますし、使用頻度としては残念ながら非常に低い。町民のお声は使い勝手が悪い、そんなような声を聞いておるところでございますけれども、使っている以上、安全性だけは確保しなければなりません。その中で、外壁の落ちてくる壁や何かに対しての補修だけはさせていただくと、最低限の補修をさせていただくわけでございますが、今、御要望のずうっと一連で吉原議員が御質問いただいたその建物につきましては、その再利用につきましては、解体をするということが前提だと思っております。

今回、どういうふうな内容で嘆願書あるいは要望書が出てくるかわかりませんが、そういう視点ということをあわせまして、総合管理計画をつくった一つの効用としまして、今まで自費でしかできなかった解体が一応起債が起こせる、9割方の、例えば1,000万だったら900万までのお金が町として正式に借りることができるという内容が含まれた計画でございますので、そういうものをあわせ持ちまして、最終的にはどちらが経費が安いかということをも差しにしたいと思いますけれども、歳出の中で考えてまいりたいということでお答えにかえさせていただきます。

どんな要望が出てくるか、町民の皆さんの声が反映されたものだということを念頭に置いて、拝見させていただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

(7番議員挙手)

○議長（松本 保君）

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

ありがとうございました。

今、町長のお話の中で、お互いに協力する姿勢があれば、必ずまたいいものができるかなと思います。ぜひ豊浜町の皆さんの声を十分にお伝えして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松本 保君）

以上で、吉原一治君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩は14時25分までといたします。

[ 休憩 14時14分 ]

[ 再開 14時25分 ]

○議長（松本 保君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

次に、6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

1番、国民健康保険行政について。

日本共産党南知多支部は、平成29年1月から町民アンケートを実施しました。「年金が下がり生活が苦しくなった」「介護保険料、国民健康保険税が高くて払えない」「医

療費が高くて医者に行くのをやめた」など、悲痛な声が多く寄せられています。

南知多町の国民健康保険税は、1人当たりの調定額が11万1,997円と愛知県下で一番高くなっています。世帯当たりでは、田原市に次いで2番目に高い保険料となっています。年所得200万円の40歳代の夫婦、子供2人の4人家族の国民健康保険税は、年額33万2,800円になります。また、65歳以上74歳以下、年金生活で所得200万円の高齢者2人世帯では、国民健康保険税は25万6,500円になり、町民の生活を圧迫しています。

一昨年5月、国は国民健康保険法の一部を改正し、2018年度から国民健康保険の運営を都道府県と市町村が共同で行うこととなります。国民健康保険制度が大きく変えられようとしています。

大きい1番、国民健康保険制度について質問いたします。

(1)国民健康保険の都道府県単位化で加入者負担と国民健康保険事業はどのように変わるとお考えでしょうか。

(2)保険料の賦課決定はあくまで市町村にあります。南知多町は愛知県が策定する標準保険料率を使って賦課し、徴収を行うのでしょうか。

(3)県の納付金は100%納付が義務づけられています。県が決定する納付金を全額保険料で徴収できない場合はどうされますか。

(4)県単位化で国民健康保険の構造的な問題が解決できるのか。また、一般会計からの繰り入れの継続はどのように考えているか問います。

2、国庫負担の増額について。

国は、保険者支援制度を拡充し、総額3,400億円を投入するとしています。

しかし、保険者支援金額は全国の市町村の一般会計法定外繰入額、年間約3,900億円にも達していません。全国知事会が、国民健康保険税を中小企業の協会けんぽ並みに引き下げるために1兆円の国費投入を求めてきましたが、大幅に不足するものです。国費投入1兆円が実現すれば、高い国民健康保険税を1人当たり3万円、4人家族で12万円の引き下げを行うことができます。国に対し増額を求めることが必要です。見解を問います。

3、減免制度の拡充について。

同じ所得であれば、家族がふえるごとに出費がかさみます。その上、社会保障である国民健康保険制度の保険税の算定は、家族がふえるたびに保険税が引き上がることになり、一層生活を圧迫します。子育て支援策として、国民健康保険税を算定する際の均等

割を乳幼児については算定しないことを求めます。

4、資格証明書交付について。

2016年6月1日、滞納世帯数544、滞納率15.5%、資格証明書23件、4.2%、資格証明書交付が減少していることは評価するものですが、資格証明書は悪質滞納者と確認できない世帯には交付しないことを求めますがいかがか。

5、国民健康保険税の引き下げについて。

財政安定化基金を取り崩し、一般会計から法定外繰り入れを増額し、国民健康保険税の引き下げを求めるがいかがか。

大きい2番の非核・平和都市宣言を。

本町では、核兵器の根絶と恒久平和の実現を求めるため、被爆70周年という節目の年を迎えるに当たり、平和首長会に平成27年9月1日に加盟しています。このことは、一歩前進したと評価しています。

首長会に加盟したことによって、具体的にどのような成果があったかを問います。

平成29年度、非核・平和都市宣言をどのようにお考えかを問います。

大きい3番、公共交通の充実を。

知多乗合の運行する師崎線について、現在、朝6時台の始発14分、続いて7時14分の便があります。その間に、以前まであった便を復活してほしいという要望が強くあります。また、土・日は6時台がなく、7時台の始発では部活などの学校活動に間に合わないことがあるなど、不便さを感じています。夕方以降の便についても、19時台、20時台をそれぞれ今の1便から2便にふやすことができないかという要望が多くあります。

これらの要望について、町はどこまで把握していますか。

これらの要望を町から知多乗合にすることは可能ですか。

壇上での一般質問を終わります。

再質問は自席で行います。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

御質問1-1-(1)(3)(4)、1-2、1-4につきましては私、厚生部長から、1-1-(2)、1-3、1-5につきましては総務部長から答弁をさせていただきます。

それでは、御質問1-1-(1)国民健康保険の都道府県単位化で加入者負担と国民健

康保険事業はどのように変わるかにつきまして答弁させていただきます。

まず、加入者負担についてであります。

保険税ということで申し上げますと、現行制度では市町村単位で医療費の推計を行い、必要な保険税を賦課徴収しています。

平成30年度からは、国保財政の責任主体が都道府県となり、都道府県が県内の必要な医療費を推計し、それを各市町村が納付金という形で分担することになります。納付金に見合う額を各市町村が保険税として賦課徴収することになります。

納付金は、市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮することが基本とされ、現在、愛知県では納付金をどのように積算するのかを検討中であります。したがって、加入者にどの程度の負担をしていただくことになるかは、今の段階では明確になっていません。

次に、国民健康保険事業はどのように変わると考えているかについてであります。大きな変化といたしまして、市町村という小さな保険者単位では大きな医療費の変化に対応しきれないリスクがありますが、これを都道府県単位に広げることで制度の安定感が高められることになると考えています。以上です。お願いします。

(6 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

国保についてなんですけれども、国は県に対してどのように言っていますか。

○議長（松本 保君）

住民課長、鈴木君。

○住民課長（鈴木正則君）

国保の制度改正につきましてですが、国は県にどのようなことを言っているかということですが、県の役割といたしまして、財政運営の主体となりまして、市町村ごとの国保事業費の納付金を決定いたしまして、また財政安定化基金を設置して運営を行うと、主な役割というのはそういうようなものがあると考えております。

(6 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6 番、山下君。



○6番（山下節子君）

同じ質問なんですけれども、国は市町村に対してどのようなことを言っているんでしょうか。

○議長（松本 保君）

住民課長、鈴木君。

○住民課長（鈴木正則君）

市町村のほうに対してでございますが、県から示された納付金を県に支払うことになります。そのために、県は標準保険料率というのを示しまして、それを参考に市町村が保険料率を決定するということになります。

あと、被保険者証の発行などの資格管理は現行のとおりということでございます。

（6番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

これはまだ示されたという、正確には進んでいないというふうに思うんですけれども、標準保険料率を使って賦課し、徴収を行うというふうになる、これはいつごろ始まるかということはどう考えていますか。

○議長（松本 保君）

税務課長、石黒君。

○税務課長（石黒廣輝君）

いつからその国保税の関係の課税賦課が始まるかという、新しい改革が始まるかという御質問でよろしいでしょうか。

今、県のほうからお聞きしておる情報としましては、平成30年度を目標にということで聞いております。以上でございます。

（6番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

これは県の標準保険料率を30年度から始めるということで、最初からそういうふうになっているのか、まだ市町村がやっている算定率で始めるか、その辺がまだはっきりし

ていないと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（松本 保君）

税務課長、石黒君。

○税務課長（石黒廣輝君）

制度の趣旨、内容につきましては、これからまだ1年ほどございます。県内の各市町村に愛知県の方が説明を進めていくような流れになりますので、詳細につきましてはこれから確認をさせていただく予定であります。

○6番（山下節子君）

次、お願いします。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、御質問1-1-(2)、愛知県が策定する標準保険料率を使って賦課し、徴収を行うのでしょうかについて答弁させていただきます。

先ほどの答弁の中にもございましたけれども、今後の制度の流れといたしましては、将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県より市町村ごとの標準の保険料率が提示され、それを参考に市町村が保険料率の決定をすることとされております。

今後、愛知県においても市町村に対しまして制度改革について順次具体的な内容説明が進められるものと思いますが、最終的にはそのような情報とあわせて総合的に保険料率の見直しをかけまして、市町村の個々の事情に応じた賦課徴収をすることになるものと考えております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

先ほどちょっと質問の内容を間違えて失礼しました。

次、お願いします。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

御質問 1-1-(3)、県の納付金は100%納付が義務づけられています。県が決定する納付金を全額保険料で徴収できない場合はどうされますかにつきまして答弁させていただきます。

制度的には、県から示された納付金を納めることができるように保険税を賦課徴収することになり、市町村が見込んだ保険料を収納できない場合は、県が不足分を貸し付け、またはその理由により交付する体制を確保することになっています。以上です。

(6番議員挙手)

○議長(松本 保君)

6番、山下君。

○6番(山下節子君)

貸し付けは当然返さなきゃいけないと思うんですけども、何年ぐらいかかって返還するのでしょうか。払うのでしょうか。

○議長(松本 保君)

住民課長、鈴木君。

○住民課長(鈴木正則君)

市町村が収納不足が生じた場合の県の貸し付けに対する償還でございますが、一応原則3年間で償還するということになっております。

(6番議員挙手)

○議長(松本 保君)

6番、山下君。

○6番(山下節子君)

3年間で返すというふうになっているんですけども、今、国保の支払いについても、元年度でも80%から85%ぐらい、滞納分もあわせて、集まらないという状況があると思います。100%県へ払わなきゃいけないというのは大変厳しい状況であると思うんですけども、またどうしても払えないというような状況が起きた場合、何か対処することを県のほうは考えていますか。

○議長(松本 保君)

住民課長、鈴木君。

○住民課長(鈴木正則君)

一応、県が示しました納付金を徴収できるような、徴収率につきましては100%、今

のところ市町村の見積もりですが、切っているわけですが、それを見越した上で税率を決定いたしまして賦課徴収するということになってまいりまして、その場合に収入不足が生じた場合については、県のほうの措置としましては、先ほど部長が答弁しましたが、貸し付けなり、または特別な事情が生じた場合には交付という形の県がそういった体制をとるといような国の仕組みになっております。

○6番（山下節子君）

次、お願いします。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

御質問1-1-(4)、県単位化で国民健康保険の構造的な問題が解決できるのか、また一般会計からの繰り入れの継続はどのように考えているかにつきまして答弁させていただきます。

まず、県単位化で国民健康保険の構造的な問題が解決できるのかについてですが、国保の構造的な課題といたしまして、被保険者の年齢が高く、その結果1人当たりの医療費が高いという年齢構成の問題、次に所得水準が低い、保険税率の収納率低下などの財産基盤の問題、また小規模保険者の存在や市町村間の格差の問題などが上げられます。

今回の制度改革に伴い、県が財政運営を担うことにより、財政運営が不安定な小規模保険者の存在が解消されることや公費による財政支援の拡充がなされるなど、全ての問題が解決されることはないにしても、現行の制度に比べれば制度の安定化が図られるものと考えています。

次に、一般会計からの繰り入れの継続はどのように考えているかについてでございますが、国は公費による財政支援の拡充により、一般会計からの繰り入れなど法定外の繰り入れの計画的・段階的な解消・削減を求めています。

今後の市町村における一般会計からの繰り入れへの判断につきましては、財政運営の主体である県が示すことになっていきますので、町としては県の方針を参考に考えていくこととしています。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

この広域化によって全て解決できるということではないというふうに言われたんですけども、私たちの日本共産党では、この広域化についてはずっと反対してきました。

徴収し、市町村でやるということは、その住民の顔が見える。そこで払えない場合の相談とか、納税相談とか、そういうことができてきた。今、こういう状態で各団体、各市町村、繰入金をたくさん入れなきゃいけない状況になっていることは事実ですけども、そうやって市町村が努力してきたことが、今度は国の考え方によって赤字解消のために広域化、単位化というふうになってくるんだと思うんですけども、広域化になるということは、安心というよりも私たちにとっては不安の材料のほうが多いです。これから先、高齢化はどんどん進みます。そのこともあって、医療費もどんどん膨らんでいきます。本当にこれで解決できるのかというと、実際は不安な要素が大きい。また、どんどん厳しくなるんじゃないかなというふうなことが考えられます。

この辺について、私は町長に一言お聞きしたいんですけども、この広域化について町長はどのように考えていますか。

○議長（松本 保君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

今、担当のほうからお答えした、全面的に全てが解決する制度ではないというものの、私ども小さな自治体にとりまして、急激な医療費の変化や何かについていけないというのには、これで少しは安心するということです。

まず、国民健康保険の一番の目的は、そういう医療をくまなく町民の皆様方に使っていただくことができるということが基本でございます。よって、この制度は今から県から具体的なものが示されるわけですが、今、議員がおっしゃった不安なところ、具体的におっしゃっていただければ、それをそのまま県のほうにお伝えしながら、現在の制度よりもよりよい制度となるべく我々も主張していかなくてはならないというところがございます。

また、納付金につきましては、今、課長からもお答えさせていただきましたが、あくまでも徴収率もあるというふうに含めまして、多面的な中から標準税率を算定した後の納付金というのが算定されるものと思っておりますので、繰り返しますが、議員の心配している具体的なところ、この制度になってどこがどう町民の皆様方に負荷がかかっ

てくるのかというところを御意見いただくことが大事かなと思っております。制度が始まるまでの間は、まだそういう状態だと理解しております。

(6 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

不安な点については、また今後、国保の問題、こういった議会で取り上げていきますので、そのときはどうかよろしくをお願いします。

2 番、国庫負担の増額について、次、お願いします。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

御質問 1 - 2、国庫負担の増額についてにつきまして答弁させていただきます。

国は、制度改革に当たり、保険者支援制度に1,700億円、保険者努力支援等に1,700億円の計3,400億円を投入し、公費による財政支援を充実し、国保の財政基盤を強化することとしています。このことは、平成27年1月の社会保障制度改革推進本部で決定し、国と地方は同年2月に合意しています。

国庫負担のさらなる増額の要望につきましては、制度改正の実施状況、県などの動向も踏まえながら対応していきたいと考えております。どうぞよろしくをお願いします。

(6 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

国が社会保障費をどんどん削ってきた、そういったことが原因で国保財政もどんどん厳しくなっています。これから先も国に対してやはりきちっと国庫補助金の増額を求めていくことについては、しっかりと取り組んでいってほしいと思います。

次、お願いします。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

御質問 1 - 3、国民健康保険税を算定する際の均等割を乳幼児については算定しないことへの要望について答弁させていただきます。

低年齢である乳幼児についても国民健康保険を利用している以上、受益者負担の原則により、乳幼児のみ算定しないということは難しいものと考えます。事実上、課税対象年齢を引き上げることにより、収入源となる国民健康保険税の額を他の国民健康保険加入者で負担せざるを得ず、その他の課税項目での引き上げを行う必要が生じてまいります。

また、低年齢児については医療の面でも無料化されており、一部の世帯のみが軽減されることとなりますので、税の公平の観点から、乳幼児のみを算定の対象から除外するという事は考えておりません。以上です。

( 6 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

生まれてから子供が課税される対象としては、この国保以外にないんですけども、今おっしゃいましたけれども、子供の医療費無料化、これは町のほうがしっかり頑張っていると思うんですけども、それと国保の問題とは別の問題だと思います。

また、ほかの自治体でもこういった要望などが出ていると思うんですけども、これから先も、南知多町でもこの問題については少しずつでも変えていただきたいなというふうに思います。

次、お願いします。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

御質問 1 - 4、資格証明書交付についてにつきまして答弁させていただきます。

資格証明書の交付につきましては、事前に通知書を発送し、納税相談を行うことにしております。その際に、納税をしていただいた方、または弁明書により納付できない事情がやむを得ないと認められた場合は、保険証を交付し、資格証明書を発行しないようにしております。よろしく申し上げます。

( 6 番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

数年前から比較すると、資格証明書は数はずごく減っていて、本当に努力をされているというふうに思っています。

でも、資格証明書はやはり人の命にかかわることですので、100%発行しない、そういった気持ちで取り組んでいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

資格証明書につきましては、税の未納のある方の中で、議員の御質問にもございましたが、悪質な方、そういう方に絞るよという御質問があったと思いますが、今の現状でいきますと、税のほうはずうっと滞っていて、先ほど弁明の話をさせていただきましたが、特に納付もなく、それからそういう照会をさせていただいてもそれに対して回答することもなく、税が残ってしまっているというような状況の方に対して、保険証の交付の時期が来た段階で、そういうような資格証明書を交付する場合があります。それを一律にやめるということになりますと、健康保険として公平性の観点からちょっと問題があるのではないかというふうに思っております。

（6番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

そのときに、子育てをしている世帯はないかということについてちょっとお聞きしたいんですけど、それはないでしょうか。

○議長（松本 保君）

住民課長、鈴木君。

○住民課長（鈴木正則君）

資格証明書発行世帯の中に子供、高校生以下の方が見えた場合は一応除外をするよという国からの通知もございまして、高校生以下につきましては資格証明書は発行しておりません。短期保険証を発行しております。



( 6 番議員挙手)

○議長 (松本 保君)

6 番、山下君。

○6 番 (山下節子君)

あくまでもこの交付をしないということをお願いしたいんですけども、交付をする場合、いつもよく聞くんですけども、面談はされているのでしょうか。

○議長 (松本 保君)

厚生部長、柴田君。

○厚生部長 (柴田幸員君)

最初に答弁させていただいたとおりでございますが、まず資格証明書の交付につきましては、事前に通知を発送させていただきまして、納税相談を行うこととしております。その際に、納税をしていただいた方、または弁明書により納付できない事情がやむを得ないと認められた場合は、資格証明書を発行しないようにしておりますということで、面談は必ずしております。

○6 番 (山下節子君)

次、お願いします。

○議長 (松本 保君)

総務部長、大岩君。

○総務部長 (大岩良三君)

御質問 1 - 5、一般会計から法定外繰り入れを増額し、国民健康保険税の引き下げを求めることについて答弁させていただきます。

現在、国民健康保険税の引き上げを抑えるため、一般会計から法定外繰り入れを行い、運営しているのが現状でございます。町全体の財政にかかわる重要なことでございますので、法定外繰り入額につきましては総合的に判断をしております。

法定外繰り入金金の増額は、国民健康保険の被保険者以外の多くの町民の負担増となることから、特別会計の性格上、基本的には被保険者に応分の負担をお願いすることを原則とし、保険税引き下げのために法定外の繰り入れをすることは、現在のところ考えておりません。以上です。

( 6 番議員挙手)

○議長 (松本 保君)

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

平成27年度から保険者支援分として、27年のあれはないんですけれども、28年には国のほうから民生費国庫負担金約2,000万で、国民健康保険基盤安定負担金が出ています。今年度、29年度は少し上がって2,561万9,000円出ています。そして、県の負担金なんですけれども、昨年度は6,512万出ています。今年度については7,350万2,000円という金額が出ています。今、保険料の引き上げをしないためにというふうな答弁だったんですけれども、この保険基盤安定負担金については、保険者の保険料の負担を引き下げる、そういった役目に使ってもいいというふうに思うんですけれども、町のほうはどういうふうに対処していますか。

○議長（松本 保君）

住民課長、鈴木君。

○住民課長（鈴木正則君）

今、議員おっしゃいました保険者支援分、27年度から県のほうが公費を追加したということで、27年度決算ベースでいきますと、1,900万ほど、基盤安定分として増加しておるわけなんです、歳入はその分増加しておるということですが、逆に歳出のほう、医療費のほうも少し伸びておりまして、その分によりまして、保険料を減額するという状態までには至っておりません。

（6番議員挙手）

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

医療費の値上がりがそういったことになっていると思うんですけれども、今、町民の皆さんはやはり国民健康保険税が高くて払えない、滞納をする、後で支払いがおくれる、そういった方はたくさん見えます。もちろん医療費の伸びは理解できますけれども、こういったお金を少しでも保険料の引き下げに回すことができないかということと、ざっと計算すると、この支援分が、国が2,000万に対して県は1,000万、町が1,000万、4,000万の保険料が発生するんですけれども、それを保険税の引き下げに回すとなれば、1世帯1万円、国保税の引き下げができます。その辺について、どうお考えでしょうか。

○議長（松本 保君）

厚生部長、柴田君。

○厚生部長（柴田幸員君）

国民健康保険関係の財政状況でございますが、今、非常に緊迫した状況でございます。長年、税の限度額は上げておりますが、税を上げるというようなことはしておりませんし、医療費につきましては年々増加してくるという状況の中で、非常に苦しい状況が続いております。

現在、その状況の中で、今、議員がおっしゃられました保険者支援分が入ってくることによりまして、じゃあそれを税の減額に充てることはできないかということになりますと、非常に厳しいというのが現実でございます。

以前、ある程度たくさんありましたのも、繰越金だとか基金につきましても去年は随分取り崩している状況でございますが、非常に苦しい状況の中で、そういうことはちょっと今できないというふうを考えております。

ただ、30年から広域化した時点で改めてそういう税率等も見直しを図るということで、そのときにどういう形がとれるということを研究、検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○6番（山下節子君）

次、お願いします。

○議長（松本 保君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

御質問2-1、首長会に加盟したことによって、具体的にどのような成果があったかを問います。平成29年度、非核・平和都市宣言をどのようにお考えかを問いますにつきまして、まず首長会に加盟したことによって、具体的にどのような成果があったかでございます。

議員のおっしゃるとおり、被爆70周年という節目の年を迎えるに当たり、本町といたしまして首長会議に加盟をいたしました。本年度からはメンバーシップ納付金を予算化し、納付しております。

加盟後においては、毎月の平和首長会議ニュースをはじめとしたメール配信による情報提供を受けており、昨年9月9日に朝鮮民主主義人民共和国が核実験を強行した際には、平和首長会議による抗議文送付の報告を受け、4日後の13日に同国公務委員会委員

長金正恩及びニューヨーク国連大使宛てに、町長、議長連名で嚴重に抗議する旨の抗議文を送付することができました。

次に、御質問、平成29年度、非核・平和都市宣言をどのようにお考えかを問いますについて答弁をさせていただきます。

平成28年9月議会における一般質問でもお答えしたとおり、町民の機運とともに議会と歩調を合わせ、検討していきたいと考えております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

町民の機運とともにというふうなお答えでした。でも、今、南知多町で、北朝鮮に対して核実験の抗議文を行った、パネル展もやっている。実質的には、非核自治体宣言をしていないまでも、そういった都市と同じようなことを頑張っていると思うんです。

あと、この自治体宣言をするには費用がほとんどかかりません。

これは町長の強い気持ちをもっと必要じゃないかなというふうに思います。

今、町長は、18歳までの子供医療費の無料化、知多半島内で先駆けてやった。それも現物給付費、窓口無料化、全て思い切ったことをやれています。なぜ、町長が、町長もそうですけど、やはりこの問題について、今、日本の中では90%の自治体が加盟しています。毎年していないところも徐々にやってきて、去年は多分88%ぐらいだったと思うんですけれども、今では90%ぐらいになっています。それが今、町長に一番求められる勇氣ある決断じゃないかなというふうに私は思うんですけれども、町長はどう考えていますか。

○議長（松本 保君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

議員から何度も後押しをしていただいているように思うんですが、今、総務部長がお答えしましたとおり、町民の皆さんが私の背中をぼんと押してくれる、それが機運が盛り上がるということとともに、議会の皆様方に対しましてもそういう形で、議員提案ではございませんが、そういう機運の熟成を待って決断するところでございます。

( 6 番議員挙手)

○議長 (松本 保君)

6 番、山下君。

○6 番 (山下節子君)

機運の熟成って何ですか。

○議長 (松本 保君)

町長、石黒君。

○町長 (石黒和彦君)

多くの方が私にそういうふうな宣言をするべきじゃないかという声が漏れることなく聞こえてくる、そういう状況だと感じております。

( 6 番議員挙手)

○議長 (松本 保君)

6 番、山下君。

○6 番 (山下節子君)

今の発言はすごく弱腰な発言だというふうに思います。私は、今ここに議員の皆さんがいらっしゃいますけれども、非核自治体宣言、請願を出して否決されたことがありました。でも、私は、内心は議員の皆さんも反対している人はいないというふうに思っています。地域の皆さんからやれやれというふうな声をするような、こういった宣言ではないと思います。やはり町長なり職員の皆さんが、ことしやりましょうというふうな気概になってくれることを望みます。

次、お願いします。

○議長 (松本 保君)

企画部長、鈴木君。

○企画部長 (鈴木良一君)

それでは、御質問 3 の公共交通の充実をにつきまして、3-1、これらの要望について町はどこまで把握していますか。3-2、これらの要望を町から知多乗合にすることは可能ですかにつきまして、関連がございますので一括答弁させていただきます。

知多乗合株式会社が運行しております知多バス師崎線につきましては、平成27年11月28日のダイヤ改正により、平日6時台の便が2便から1便に減便となり、土・日・祝日の6時台に2便運行していた便が2便ともなくなりました。

このことから、減便された時間のバスを利用し通学していた高校生が大変困っていると、師崎地区の高校生の保護者から御意見をお聞きしており、また同様な御意見を大井地区の方からもお聞きしております。

なお、夕方の19時から20時台の便を1便から2便にふやしてほしいという御意見につきましては、地元からも海っ子バスを考える会におきましても特にお聞きしたことはございませんが、最終便を延長してほしいという御意見はお聞きしているところでございます。

このような地元からの御意見につきましては、知多乗合株式会社にお話しをさせていただいており、町からは、高校生の利便性の確保のためにも、平日6時台の便を従前のおり1便から2便に戻してほしいということをお願いさせていただいております。

また、南知多町では公共交通を議論する場として南知多町公共交通活性化・再生協議会を設置しており、この協議会には知多乗合株式会社の方も委員として参加されておりますので、この場において議論しているところでございます。

なお、今年度5月に開催しました南知多町公共交通活性化・再生協議会において、議員の御質問にありました知多バス師崎線の朝の便につきまして、知多乗合株式会社に減便された便をもとに戻して2便にすることは可能なのかをお聞きしており、知多乗合株式会社からはその際に、沿線に住む方の行き先等を勘案して次回のダイヤ改正を考えたいとの御回答をいただいております。

今後も海っ子バスをはじめとする公共交通をよりよいものとしていくためには、この南知多町公共交通活性化・再生協議会において議論していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

(6番議員挙手)

○議長（松本 保君）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

次回ダイヤ改正ということで、検討していくというふうに捉えていいんでしょうか。

○議長（松本 保君）

企画部長、鈴木君。

○企画部長（鈴木良一君）

知多乗合さんのほうには要望させていただいておりますので、また今後もそういう部

分でダイヤ改正を検討していただきたいと要望していきたいと思っております。どうなるかはちょっとわかりませんが、要望は続けていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(6番議員挙手)

○議長(松本 保君)

6番、山下君。

○6番(山下節子君)

高校生の人たちを持つ親の強い要望があったんです。やはり子育てをする世代の人たちがどんどん南知多町から離れていってしまうというのは、住民アンケートや何かでも思うんですけども、バスに対する住民の皆さんの強い要望はたくさんあると思います。

今、南知多町は、バスの問題についてはすごく福祉として一生懸命やっているということは私たちも十分評価しています。これからもそういった小さな要望をしっかりと届けていって、努力していただきたいと思います。

これで終わります。

○議長(松本 保君)

以上で、山下節子君の一般質問を終了いたします。

---

○議長(松本 保君)

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

[ 散会 15時17分 ]

